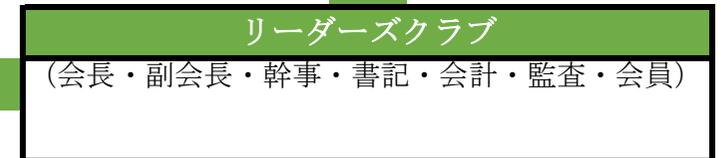
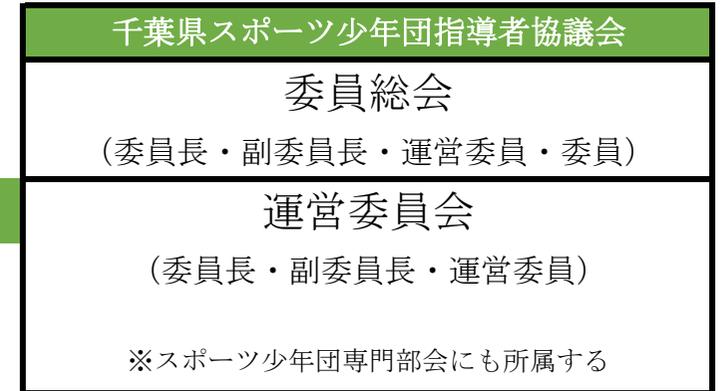
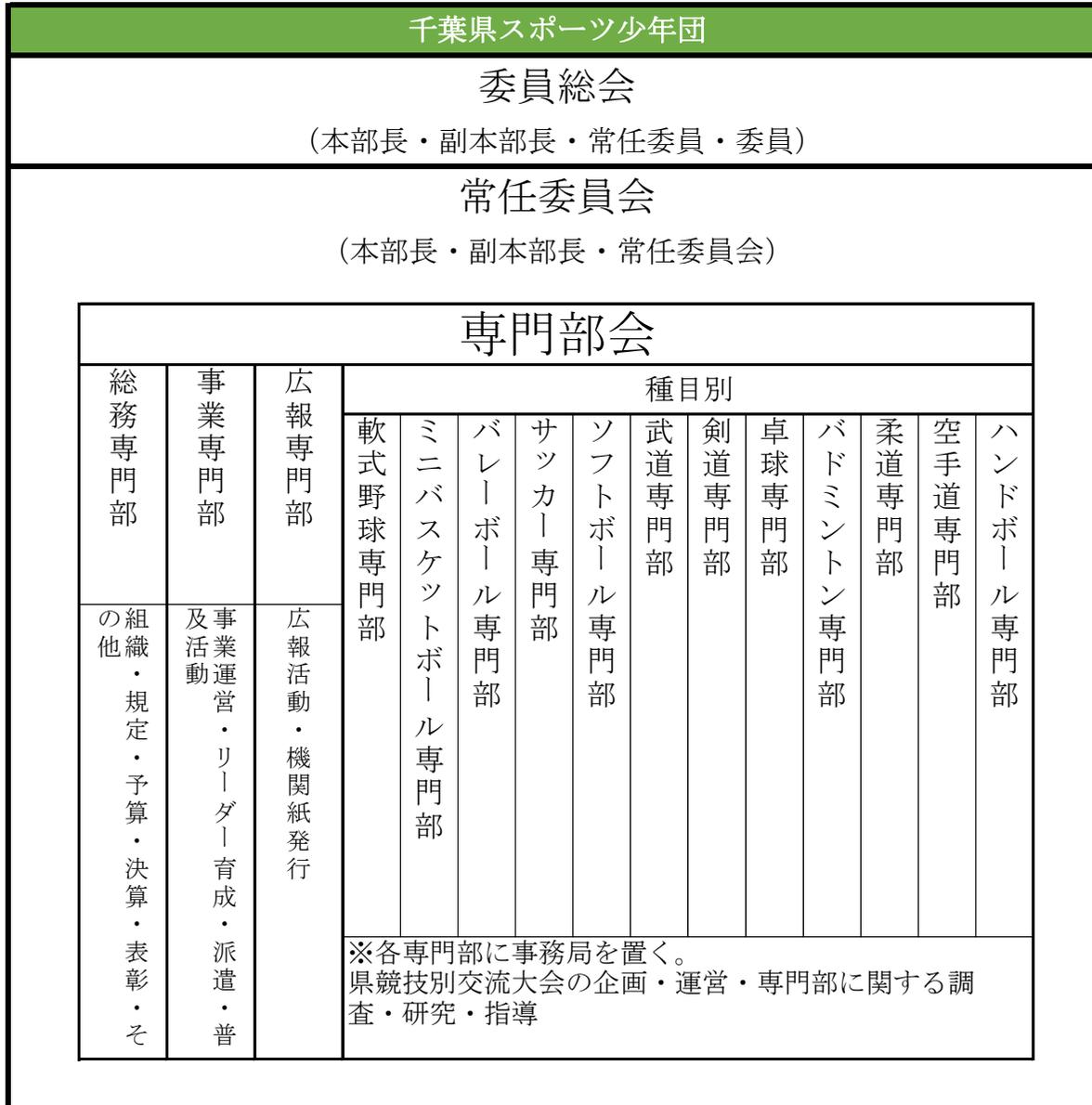


# 千葉県スポーツ少年団 組織図



# 令和4・5年度千葉県スポーツ少年団本部役員・指導者協議会委員

令和4年12月末時点

地区	市町村名	本部	指導者協議会
千葉	千葉市	佐倉 和明	小川 光男
	市原市	石川 雅秀	石川 雅秀
船橋	船橋市	中野 誠	北村 寿
	市川市	宗像 洋文	宗像 洋文
	習志野市	高橋 保雄	秋穂 欣也
	八千代市	上田 和也	会田 智美
	浦安市	大滝 秀一	小林 隆司
東葛	松戸市	猪狩 浩	山本 由起子
	柏市	福原 卓夫	村松 喜美代
	野田市	加瀬 亨	杉崎 忍
	流山市	片桐 啓介	片桐 啓介
	我孫子市	近藤 吉光	近藤 吉光
	鎌ヶ谷市	深田 隆雄	有山 高臣
印旛	佐倉市	木原 義春	大平 仁
	成田市	中村 好男	中村 好男
	四街道市	若林 修	若林 修
	酒々井町	藤崎 満	松本 文男
	八街市	西野 克彦	山口 孝弘
	富里市	今井 忠敏	篠原 清勝
	栄町	弘海 達也	茨城 栄一
	印西市	荻原 健一	依田 康雄
	白井市	井手尾 雄二	井手尾 雄二
香取	香取市	長谷川 謹二	間山 裕昭
	神崎町	高橋 弘哲	高橋 弘哲
	東庄町	石毛 政雄	石毛 政雄
	多古町	平山 邦雄	渡貫 芳浩

地区	市町村名	本部	指導者協議会
海匝	銚子市	笹本 恭央	徳元 政彦
	旭市	渡辺 弘巳	越川 哲哉
	匝瑳市	伊橋 健	太田 一徳
山武	東金市	中村 吉男	中村 吉男
	大網白里市	石井 一正	吉田 伸宏
	九十九里町	椎名 亮介	松井 三夫
	山武市	今関 和男	今関 和男
	横芝光町	鈴木 照充	宮菌 博香
	芝山町	渡邊 剛也	渡邊 剛也
長生	茂原市	古作 俊夫	船見 健治
	一宮町	渡邊 浩二	久我 富子
	白子町	齊藤 貴人	渡邊 昭
	長柄町	青木 諒	青木 諒
	長南町	鈴木 弘	鈴木 弘
	睦沢町	海老根 正明	田嶋 真司
	長生村	矢部 高成	秋葉 幸彦
	勝浦市	板橋 政臣	板橋 政臣
夷隅	大多喜町	杉村 泰彦	高田 秀夫
	いすみ市	鈴木 浩司	鈴木 浩司
	御宿町	塩入 健次	塩入 健次
	館山市	石橋 寿一	松坂 誠一
安房	鴨川市	富橋 幸弘	吉田 寛和
	鋸南町	池田 勝	池田 勝
	南房総市	平柳 勝彦	平柳 勝彦
君津	木更津市	重田 紀元	重田 紀元
	君津市	本村 雅寛	池田 健司
	富津市	吉本 充	石井 利夫
	袖ヶ浦市	渡辺 治	渡辺 治

令和4・5年度千葉県スポーツ少年団常任委員

役職	氏名	選出区分	担当専門部
本部長	本城 一隆	スポーツ協会理事	
副本部長	滝口 健二	スポーツ協会理事(県小中体連会長)	総務
〃	茨城 栄一	指導協委員長	広報
〃	平良 清忠	学識経験	事業
〃	今井 忠敏	指導協副委員長	総務
常任委員	小野島 純一	スポーツ協会理事	総務
〃	松倉 明	スポーツ協会理事	総務
〃	鳥居 和男	スポーツ協会理事	総務
〃	佐倉 和明	千葉地区(千葉市)	事業
〃	中野 誠	船橋地区(船橋市)	総務
〃	近藤 吉光	東葛地区(我孫子市)	事業
〃	藤崎 満	印旛地区(酒々井町)	事業
〃	長谷川 謹二	香取地区(香取市)	事業
〃	笹本 恭央	海匝地区(銚子市)	広報

役職	氏名	選出区分	担当専門部
常任委員	中村 吉男	山武地区(東金市)	総務
〃	古作 俊夫	長生地区(茂原市)	総務
〃	板橋 政臣	夷隅地区(勝浦市)	事業
〃	石橋 寿一	安房地区(館山市)	事業
〃	吉本 充	君津地区(富津市)	総務
〃	前浪 祐吾	指導協副委員長	事業
〃	北村 寿	指導協副委員長	事業
〃	石川 倫之	種目別専門部(サッカー)	事業
〃	西野 克彦	種目別専門部(ソフトボール)	事業
〃	榎枝 孝洋	学識経験(高体連)	総務
〃	山本 義一	学識経験	総務
〃	有山 高臣	学識経験	総務
〃	五月女 重夫	学識経験	総務
〃	大塚 直弥	リーダーズクラブ会長	事業

令和4・5年度千葉県スポーツ少年団指導者協議会運営委員

役職名	氏名	選出区分	担当専門部
委員長	茨城 栄一		広報
副委員長	今井 忠敏		総務
〃	前浪 祐吾		事業
〃	北村 寿		事業
運営委員	小川 光男	千葉地区(千葉市)	総務
〃	秋穂 欣也	船橋地区(習志野市)	総務
〃	近藤 吉光	東葛地区(我孫子市)	事業
〃	松本 文男	印旛地区(酒々井町)	事業
〃	間山 裕昭	香取地区(香取市)	事業
〃	越川 哲哉	海匝地区(旭市)	事業
〃	中村 吉男	山武地区(東金市)	総務
〃	船見 健治	長生地区(茂原市)	事業
〃	鈴木 浩司	夷隅地区(いすみ市)	事業

役職名	氏名	選出区分	担当専門部
運営委員	松坂 誠一	安房地区(館山市)	事業
〃	石井 利夫	君津地区(富津市)	事業
〃	有山 高臣	学識経験	事業
〃	重田 紀元	学識経験	総務
〃	平良 清忠	学識経験	事業
〃	篠原 清勝	学識経験	総務
〃	松島 由紀夫	学識経験	総務
〃	中村 好男	学識経験	事業
〃	池田 健司	学識経験	事業
〃	五月女 俊人	学識経験	事業
〃	北村 夏子	学識経験	事業
〃	大塚 直弥	リーダーズクラブ会長	事業

# 千葉県スポーツ少年団規程

## 第1章 総 則

- 第1条 この規程は、公益財団法人千葉県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第38条の規程に基づき設置された千葉県スポーツ少年団（以下「本団」という。）に関することを定める。
- 第2条 本団は、市町村体育協会等が設ける市町村スポーツ少年団をもって組織する。

## 第2章 目 的

- 第3条 本団は、スポーツ少年団の普及と育成指導に努め、その活動の活発化を図り、青少年にスポーツを振興し、心身の健全な育成に資することを目的とする。

## 第3章 事 業

- 第4条 本団は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) スポーツ少年団の登録に関すること。
  - (2) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成に関すること。
  - (3) スポーツ少年団の育成と指導援助に関すること。
  - (4) スポーツ少年団育成団体の組織化と育成に関すること。
  - (5) スポーツ少年団体力テストの実施に関すること。
  - (6) スポーツ少年団の全県的行事に関すること。
  - (7) 日本スポーツ少年団が主催する諸行事及び全国的スポーツ諸行事への参加協力に関すること。
  - (8) 関係団体との連絡調整に関すること。
  - (9) スポーツ少年団の顕彰に関すること。
  - (10) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。
- 第5条 本団は、前条の事業及び予算・決算に関しては、本協会理事会の決議に基づき実施する。

## 第4章 登 録

- 第6条 本団への加入は、市町村スポーツ少年団を経由して行い、日本スポーツ少年団に登録することによって行われる。
2. 前項の登録は、毎年度更新するものとする。
  3. その他、登録に関しては、日本スポーツ少年団が定める「スポーツ少年団登録規程」によるものとする。

## 第5章 役 員

- 第7条 本団に、次の役員を置く。
- (1) 本部長 1名
  - (2) 副本部長 若干名
  - (3) 常任委員 若干名
  - (4) 委員 若干名

- 第8条 委員は、市町村スポーツ少年団が、その本部長、副本部長、役員の中から1名を選出する。
2. 委員が他の役員に就任したとき、その後任は、その者の属する市町村スポーツ少年団から前項に従って選出する。

- 第9条 本部長及び副本部長は、委員総会で推挙し、本協会理事会の承認を得て本協会理事長が委嘱する。
2. 前項のほか本協会理事長は、本協会スポーツ少年団担当理事のうち1名を副本部長に委嘱する。
  3. 本部長は本団を代表し、団務を統轄する。
  4. 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名した順によりその職務を代行する。
  5. 本部長、副本部長は就任と同時に常任委員となる。

- 第10条 常任委員は、委員総会で次の各号により承認された者を本部長が委嘱する。

- (1) 本協会スポーツ少年団担当理事
  - (2) 委員の中から別表1に定める地区ごとに1名、互選による者 地区代表者
  - (3) 本部長が指名する、本団指導者協議会役員及び学識経験者 若干名
2. 地区代表常任委員は各地区を統括し本団事務局と連携し、各種事業の地区内での調整に努める。

- 第11条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
2. 役員に欠損を生じた場合は、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。
  3. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

- 第12条 本団に顧問を置くことができる。
2. 顧問は、常任委員会で推挙した者を委員総会の決議を経て、本部長が委嘱する。
  3. 顧問は本部長の諮問に応ずる。

## 第6章 会 議

- 第13条 常任委員は、常任委員会を構成し、本団の団務を審議執行する。
2. 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し議長となる。
  3. 常任委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は遅滞なく常任委員会を招集しなければならない。

- 第14条 常任委員会は、常任委員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

2. 常任委員会の議事は、出席常任委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
3. 常任委員が常任委員会に出席できないときは、他の常任委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第15条 委員は委員総会を構成し、本団の事業計画、予算、事業報告、決算、その他団務に関する重要事項で本部長が付議した事項を審議決定する。

2. 委員総会は毎年1回以上開催し、本部長が招集し議長となる。
3. 委員の3分の1以上から、会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に委員総会を招集しなければならない。

第16条 委員総会は、委員の2分の1以上出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りではない。

2. 委員総会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは議長が決定する。
3. 委員が委員総会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合、委任した委員は出席したものとみなす。

第17条 本協会の代表理事、専務理事、各委員長は会議に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しない。

## 第7章 専門部会

第18条 本団に次の専門部会を置く。

- (1) 総務・事業専門部会
- (2) 種目別専門部会
- (3) 広報専門部会
2. 前項の他常任委員会の決議を経て、必要な専門部会を設けることができる。
3. 専門部会の規程は、常任委員会の承認を得て別に定める。

## 第8章 指導者協議会

第19条 本団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2. 指導者協議会の組織、事務等については、常任委員会の承認を得るものとする。

## 第9章 リーダーズクラブ

第20条 本団に次代の指導者の確保と養成を図るため、リーダーズクラブを置く。

2. リーダーズクラブの組織、事務などについては、常任委員会の承認を得るものとする。

## 第10章 会計

第21条 本団の会計は、本協会の定款及び経理規程の定めるところによる。

2. 本団の経費は、指導者と団員の登録料及び日本スポーツ協会補助金、その他をもって充てる。

## 第11章 事務局

第22条 本団の事務は、本協会事務局で行う。

## 第12章 本規程の変更

第23条 この規程は、常任委員会及び委員総会で出席者の3分の2以上の同意を得たのち、本協会理事会の承認を得て変更することができる。

### (附 則)

昭和39年 1月31日制定	昭和56年12月11日改訂
昭和44年 4月 1日改訂	昭和60年 4月 1日改訂
昭和49年 3月28日改訂	平成16年 3月 6日改訂
昭和52年 4月28日改訂	平成18年 3月 4日改訂
昭和52年12月13日改訂	平成23年3月16日改訂
平成24年4月1日施行	

### 別表1 (地区区分表:11地区)

千葉	千葉・市原
船橋	船橋・市川・習志野・八千代・浦安
東葛	松戸・柏・野田・流山・我孫子・鎌ヶ谷
印旛	佐倉・成田・四街道・酒々井・八街・富里・栄・印西・白井
香取	香取・神崎・東庄・多古
海匝	銚子・旭・匝瑳
山武	東金・大網白里・九十九里・山武・芝山・横芝光
長生	茂原・一宮・白子・長柄・長南・睦沢・長生
夷隅	勝浦・大多喜・いすみ・御宿
安房	館山・鴨川・鋸南・南房総
君津	木更津・君津・富津・袖ヶ浦

# 千葉県スポーツ少年団指導者協議会規程

## 第1章 総 則

第1条 この規程は、公益財団法人千葉県体育協会千葉県スポーツ少年団規程第19条に基づく指導者協議会(以下「本会」という。)に関することを定める。

## 第2章 目 的

第2条 本会は、千葉県スポーツ少年団登録指導者(以下「指導者」という。)相互の連帯と資質、指導力の向上並びに指導活動の促進方策について協議することを目的とする。

## 第3章 協議事項

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について協議し、千葉県スポーツ少年団に意見を具申する。

- (1) 指導者の研修及び資質の向上に関すること。
- (2) 指導者の交流と情報交換、広報活動に関すること。
- (3) 指導者の社会的地位の向上に関すること。
- (4) 指導活動の安全対策に関すること。
- (5) 指導者育成策の研究に関すること。
- (6) 指導法と指導技術の研究開発に関すること。
- (7) その他各号に関すること。

## 第4章 構 成

第4条 本会は、登録された千葉県スポーツ少年団指導者をもって組織する。

2. 市町村スポーツ少年団は、指導者の代表1名を委員として千葉県スポーツ少年団に届出る。
3. 委員長は、学識経験者から若干名の委員を委嘱することができる。

## 第5章 役 員

第5条 本会に次の役員を置き、運営委員会を組織する。  
委員長1名・副委員長若干名・運営委員16名  
ただし、委員長が必要と認めるときは、運営委員会に諮り、運営委員を追加することができる。

第6条 役員は、第4条に定める委員のうちから委員総会で推挙する。その際、第4条2項の中から、千葉県スポーツ少年団規程の別表1に定める地区ごとに1名を地区代表者とし、必ず入れるものとする。

2. 委員並びに役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

## 第6章 会 議

第7条 本会の会議は、委員総会と運営委員会とする。

2. 委員総会は年2回以上、第4条の委員により開催する。
3. 運営委員会は随時これを開催し、第3条各号に関する研究を行うとともに、委員総会の開催について企画立案並びに準備運営にあたる。

4. 委員長は、委員総会並びに運営委員会を招集してその議長となる。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

## 第7章 専門委員会

第8条 本会は、特に専門的な研究、協議を必要とする場合に、専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会の決定事項は、運営委員会の合意を必要とする。

## 第8章 会 計

第9条 本会に必要な経費は、千葉県スポーツ少年団費その他をもって充てる。

## 第9章 規程の変更

第10条 この規程は委員総会の合意を得たのち、千葉県スポーツ少年団常任委員会の承認を受けて変更することができる。

## (附 則)

1. 昭和42年 6月21日施行
2. 昭和50年12月 9日改訂
3. 昭和52年 9月 3日改訂
4. 昭和54年 3月26日改訂
5. 昭和54年 7月20日改訂
6. 昭和58年 7月 9日改訂
7. 昭和60年 4月 1日改訂
8. 平成 6年 3月 9日改訂
9. 平成15年 3月 1日改訂
10. 平成16年 3月 6日改訂
11. 平成18年 3月 4日改訂
12. 平成21年 5月23日改訂
13. 平成23年5月28日改訂
14. 平成24年5月26日改訂

# 千葉県スポーツ少年団種目別専門部会規程

## (設 置)

第1条 公益財団法人千葉県体育協会千葉県スポーツ少年団(以下「スポーツ少年団」という。)は、スポーツ少年団規程第18条1項に基づき種目別専門部会を設置し、次の種目別専門部(以下「専門部」という。)を置く。

- (1) 軟式野球専門部
- (2) 剣道専門部
- (3) 武道専門部(剣道, 柔道, 空手道を除く他の武道)
- (4) サッカー専門部
- (5) ソフトボール専門部
- (6) 卓球専門部
- (7) バレーボール専門部
- (8) ミニバスケットボール専門部
- (9) バドミントン専門部
- (10) 柔道専門部
- (11) 空手道専門部
- (12) ハンドボール専門部

## (所管事項)

第2条 専門部は、次の事項を審議し、スポーツ少年団常任委員会の承認を得て、これを処理する。

- (1) 県大会及び各種大会の企画, 運営に関すること。
- (2) 専門部に関する調査, 研究, 指導に関すること。
- (3) その他スポーツ少年団の目的達成に必要な事項。

## (構 成)

第3条 専門部にそれぞれ部員を置く。

2. 部員は、スポーツ少年団に登録された市町村スポーツ少年団において選出された種目別の単位団指導者とする。
3. 部員は、前条の所管事項を処理する。

## (役 員)

第4条 前条で構成された専門部に、それぞれ次の役員を置く。

部 長 1名  
副部長 若干名  
会 計 若干名  
委 員 若干名  
監 事 若干名

2. この役員に顧問及び参与を置くことができる。

## (部長, 副部長, 会計)

第5条 部長, 副部長及び会計は、委員会において推薦し、スポーツ少年団本部長が委嘱する。

2. 部長は、専門部を代表して会務を掌握し、専門部会議, 委員会の議長となる。
3. 副部長は、部長を補佐し、部長に事故のあるときはその職務を代理する。

4. 会計は専門部の会計を司る。

## (委 員)

第6条 委員は、次の者をもって構成し、スポーツ少年団本部長が委嘱する。

- (1) スポーツ少年団常任委員より若干名
- (2) スポーツ少年団指導者協議会運営委員より若干名
- (3) 部員より若干名
- (4) 学識経験者より若干名

2. 前項(3)の委員は専門部会議において選出する。

3. 委員は、委員会を組織し、専門部の会務を審議し、執行する。

## (部員及び役員の任期)

第7条 部員及び役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する委員総会終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

## (専門部会議)

第8条 専門部会議は、部員および役員によって構成され、毎年1回以上部長が招集する。

2. 専門部会議の議事は、出席部員の過半数で決定する。可否同数の時は、議長がこれを決定する。

## (委 員 会)

第9条 委員会は、必要に応じて部長が招集する。

2. 委員会の議決は、第8条第2項の規程を準用する。

第10条 スポーツ少年団本部長, 副本部長は、専門部会議及び委員会に出席して、意見をのべることができる。

## (規程の変更)

第11条 この規程は、スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

## (附 則)

1. この規程は、昭和53年5月31日から施行する。
2. 昭和53年度設置の専門部の部員, 役員の任期は、昭和54年3月31日までとする。
3. 昭和56年5月28日, 卓球・バレーボール・ミニバスケットボールの3専門部を増設する。
4. 昭和57年9月27日改訂
5. 昭和60年5月20日改訂
6. 平成6年9月16日改訂
7. 平成11年3月6日改訂
8. 平成18年3月4日改訂
9. 平成23年5月28日改訂
10. 平成24年5月26日改訂

## スポーツ少年団登録規程

**第1条** この規程は、日本スポーツ少年団設置規程第4章第6条に基づき、スポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフの登録に関することについて定める。

**第2条** 登録は、日本スポーツ少年団設置規程第2章の目的ののっとり、日本スポーツ少年団に加入することを目的として行うものとする。

**第3条** 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したものをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。

2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。

**第4条** 登録の有効期間は、登録の認定を受けた日から、その年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。更新の方法は前条に定めるところによる。

**第5条** 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、次の手続きによる認定を行う。

- (1) 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
- (2) 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
- (3) 団員については団員章を交付する。
- (4) 指導者については指導者章を交付する。
- (5) 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

**第6条** 前条による登録の認定を受けたスポーツ少年団ならびに前条による登録の認定を受けた団員・指導者・役員およびスタッフ（以下「少年団登録者」という。）は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 単位スポーツ少年団については市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加すること。ただし、当該事業の要項等により制限がある場合は除く。
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会（以下「本会」という。）が所有するスポーツ少年団関係標章を使用すること。ただし、その使用にあたっては、本会が定める「スポーツ少年団関係標章の使用に関する規程」に基づき正しく使用すること。

**第7条** 少年団登録者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) スポーツ少年団の理念、日本スポーツ少年団団員綱領および日本スポーツ少年団指導者綱領に従って活動すること。
- (2) 本会倫理規程を遵守するとともに、遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を行った疑いがあるときまたは当該行為を行った疑いがある者に関係するとみなされるときは、当該事案に関する調査に誠実に協力すること。
- (3) 本会倫理規程および遵守事項に違反する行為（反倫理的行為）を発見したときは、これを是正するよう努めること。

**第8条** 少年団登録者が、本会登録者等処分規程第3条に違反する行為を行った疑いがあるときは、同規程に基づき対応を行うものとする。

2. 前項の対応を行った結果、当該少年団登録者の違反行為が明らかとなり、処分を行う必要があると判断された場合、当該少年団登録者を処分するものとする。

**第9条** この規程に定めるほか、登録に関して必要な事項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議を経て、別に定めることができる。

**第10条** 本規程の改定は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

**附則1** この規程は昭和61年4月1日から施行する。

**附則2** この規程は平成元年4月1日から改定施行する。

**附則3** この規程は平成22年6月9日から改定施行する。

**附則4** この規程は平成27年11月9日から改定施行する。

**附則5** この規程は平成30年4月1日から改定施行する。

**附則6** この規程は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

**附則7** この規程は令和4年4月19日に改定し、令和5年1月1日から施行する。

## スポーツ少年団登録規程施行細則

**第1条** この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条に関する事項について定める。

**第2条** スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者（ただし、スポーツリーダー資格のみを保有する者は除く。）とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を修了した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は、原則として別表に定めるとおり、団員10名以上と指導者2名以上で構成されるものとする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者（次のいずれかにあてはまる者）としなければならない。
  - (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
  - (2) スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
  - (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
  - (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、次の（1）または（2）を満たせばよいものとする。
  - (1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合  
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
  - (2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合  
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者または登録する年の4月1日現在満18歳以上の役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

**第3条** 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

**第4条** この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

- 附則 1** 本細則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 2** 本細則は平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 3** 本細則は平成 4 年 10 月 21 日から改定施行する。
- 附則 4** 本細則は平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 5** 本細則は平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 6** 本細則は平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 7** 本細則は平成 24 年 11 月 14 日から改定施行する。
- 附則 8** 本細則は平成 26 年 5 月 23 日に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 9** 本細則は平成 27 年 3 月 6 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 10** 本細則は平成 28 年 11 月 11 日に改定施行し、平成 29 年度登録から適用する。
- 附則 11** 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 附則 12** 本細則は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 13** 本細則は令和 2 年 3 月 17 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 附則 14** 1. 本細則は令和 2 年 10 月 14 日から改定施行する。  
2. 第 2 条第 4 項は、令和 3 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。  
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合  
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。  
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合  
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 3 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
- 附則 15** 1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。  
2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、スポーツリーダー資格のみを保有する者であっても、令和 5 年度までは指導者として登録することができるものとする。
- 附則 16** 1. 本細則は令和 2 年 11 月 20 日から改定施行する。  
2. 第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和 5 年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者として登録することができるものとする。
- 附則 17** 1. 本細則は令和 3 年 11 月 26 日から改定施行する。  
2. 第 2 条第 4 項は、令和 4 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。  
（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合  
この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。  
（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合  
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 4 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

**附則 18** 本細則は令和 4 年 4 月 19 日に改定し、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

**附則 19** 1. 本細則は令和 4 年 11 月 25 日に改定し、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2. 第 2 条第 4 項は、令和 5 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合

この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも 1 名が、令和 5 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0 名の）場合

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計 2 名が、令和 5 年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

別表（単位スポーツ少年団として構成・登録する際に必要となる最低人数）

		指導者		団員
		理念○	理念×	
		18歳以上	18歳以上	
パターン	A	2名		10名
	B※	1名	1名	10名
	C※	0名	2名	10名

理念○：第2条第4項に定めるスポーツ少年団の理念を学んだ者

- (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
- (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続き登録を行っていた者
- (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている者

※パターンBおよびCは、新規登録単位スポーツ少年団のみ適用可能（第2条第5項に基づくパターン）。

## 日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程

### 第1章 趣 旨

**第1条** 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」を制定し、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに対する責任とスポーツ少年団の社会的な使命<sup>1</sup>を果たす指導者・リーダーを育成することにより、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。

### 第2章 スポーツ少年団指導者

**第2条** スポーツ少年団指導者（以下「指導者」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という）を保有し<sup>2</sup>、各々の立場においてスポーツを通じて青少年を健全に育成する任にあたり、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という。）をはじめ、市区町村、都道府県スポーツ少年団の育成・普及につとめ、もって国民スポーツの推進に寄与するものである。

2. スポーツ少年団で活動するにあたっては、全スポーツ少年団指導者が「スポーツ少年団の理念」を学ぶことが推奨される。

**第3条** 日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団等の共催で、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を実施する。

2. 講習会内容は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度（以下「公認指導者制度」という。）に基づくカリキュラムとする。
3. スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター」（以下「インストラクター」という。）、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」、「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」および「公益財団法人日本スポーツ協会が認めた『コーチデベロッパー（コーチ育成者）』」が務めることができる。
4. インストラクターとは、「令和元年度に認定育成員としてスポーツ少年団登録をしていた者で、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受け、令和5年度まで開催されるインストラクター移行研修会を受講し日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱された者」または「インストラクター養成講習会を受講し日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱された者」を指す。
5. インストラクターの委嘱期間は4年間とする。
6. インストラクターは、委嘱期間中にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会で講師実績があり、所属する都道府県スポーツ少年団から推薦された場合は、委嘱期間終了に合わせて、日本スポーツ少年団がインストラクターとして再委嘱する。なお、再委嘱の期間は4年間とする。

---

<sup>1</sup> スポーツ少年団の理念である「一人でも多くの青少年にスポーツの喜びを提供する」、「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる」および「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」ことを目的として活動することがスポーツ少年団の社会的な使命である。

<sup>2</sup> 単位団において「指導者」として登録できる者は、公認スポーツ指導者のうち、4年に一度の資格更新研修の受講が義務づけられる資格の保有者に限られる。したがって、「スポーツリーダー（永年認定資格）」は公認スポーツ指導者資格ではあるが、スポーツ少年団において「指導者」として登録することはできない。

**第4条** スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了した者および次項の規定により同講習会の受講を免除された者は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」の新規登録対象者とする。

2. 18歳以上のシニア・リーダー資格保有者で、シニア・リーダー資格の認定日から4年後の年度末までに都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除することができる。

**第5条** 「スタートコーチ（スポーツ少年団）」資格の登録および認定に関することについては、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録規程」に準じる。

**第6条** 指導者が公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反したと認められたときは、同倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める規程により処分内容を決定する。

### 第3章 スポーツ少年団リーダー

**第7条** 日本スポーツ少年団に、将来の指導者となるべく人材並びにスポーツ少年団および地域における青少年のリーダーを育成することを目的に、ジュニア・リーダー、シニア・リーダーを置く。

**第8条** ジュニア・リーダーは、次の能力を身につけるため常に自己研鑽に努める者をいう。

- (1) スポーツの愉しさを理解し、団員に伝えることができる
- (2) リーダーに求められる行動について考え、団の活動を支えることができる

2. シニア・リーダーは、次の能力を身につけるため常に自己研鑽に努める者をいう。

- (1) スポーツの愉しさや価値を理解し、団員を含めた地域の子どもたちに伝えることができる
- (2) リーダーに求められる行動を指導者とともに考え、行動することができる
- (3) 地域をはじめとした、あらゆるコミュニティをつなげることができる

**第9条** 日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団リーダーの資質の向上をはかるため、次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。

- (1) ジュニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者
- ②所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者

内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは
- ②リーダーの役割とは
- ③コミュニケーションスキル

- (2) シニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団が開設する。

対象：日本スポーツ少年団登録団員、役員またはスタッフで義務教育を終了した20歳未満（参加する年の4月1日現在）の者で次のいずれかの条件を満たし、

所属都道府県スポーツ少年団本部長による推薦を受けた者とする。

- ①「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者
- ②スポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得している者
- ③所属都道府県スポーツ少年団本部長において、推薦に値する特別な事由があると認める者

内容：次の内容を含む30時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは
- ②リーダーの役割とは
- ③コミュニケーションスキル
- ④スポーツ指導スキル

**第10条** ジュニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

2. シニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

**第11条** ジュニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とし、スポーツ少年団登録を行わなかった場合は資格を取り消す。

2. シニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とし、スポーツ少年団登録を行わなかった場合は資格を取り消す。

**第12条** ジュニア・リーダー、シニア・リーダーにおいて公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反する行為が明らかとなり、別に定める規程に基づく「有期の活動禁止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。

2. ジュニア・リーダー、シニア・リーダーにおいて公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反する行為が明らかとなり、別に定める規程に基づく「無期の活動禁止」処分となったときは、その資格を取り消す。

#### 第4章 本規程の変更

**第13条** 本規程は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

**附則1** 本規程は令和2年3月17日に制定し、令和2年4月1日から施行する。

**附則2**

1. 本規程は令和2年10月14日に改定し、令和2年4月1日から施行する。
2. 第4条第2項は、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定された者には適用しない。ただし、この適用除外に代わる措置として、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満20歳以上の者に対しては、都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した場合に限り「日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント」養成講習会の受講を免除することができるものとする。なお、この適用除外に代わる措置は、令和5年度までの時限的なものとする。

**附則3** 本規程は令和4年11月25日に改定施行する。ただし、第12条については令和5年1月1日から、第7条から第9条については令和5年4月1日から、それぞれ施行する。

## スポーツ少年団指導者への JSP0 公認スポーツ指導者資格の取得促進について

ご承知のとおり、「第3期スポーツ基本計画」あるいは「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」等の国の施策にスポーツ少年団の名称が明記され、社会環境の変化の中でスポーツ少年団への期待が高まっています。既にスポーツ少年団では、このような動向も見据えてスポーツ少年団指導者制度(以下「制度」という。)を改定し、令和2(2020)年度以降、スポーツ少年団登録において「指導者」として登録するためには、「JSP0 公認スポーツリーダー」資格(以下「SL 資格」という。)を除く JSP0 公認スポーツ指導者資格(以下「JSP0 資格」という。)(※1)の保有を義務付けました(令和5(2023)年度までは移行措置(※2)あり)。

しかしながら、令和4(2022)年10月時点のスポーツ少年団登録「指導者」における、JSP0 資格保有者の割合は約23%に留まっており、この状況が続いた場合、単位スポーツ少年団にとっても令和6(2024)年度のスポーツ少年団登録時に「JSP0 資格保有者がいないためスポーツ少年団へ登録ができない」といった事態が危惧されます。

また、「スポーツ少年団の指導者が学び続ける環境整備」や「スポーツ少年団指導者が全員有資格者となること」等の制度改定の趣旨に鑑みると、移行措置(※2)に関わらず可能な限り早期に指導者全員が JSP0 資格を取得することが重要であると考えております。

このような現状に鑑み、JSP0 資格取得に関連した情報を以下の通り、改めてご案内いたします。

### 【単位団登録に必要な「指導者」の登録条件】

- 登録する年の4月1日現在、満18歳以上の者
- JSP0 資格(※1)を保有している、または登録前年度に JSP0 資格の養成講習会を受講修了している者
  - (※1) 日本サッカー協会公認C級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認C級コーチライセンス以上の資格は、JSP0 資格に該当します。
  - (※2) 制度改定に伴う移行措置として、SL 資格保有者でもある旧「スポーツ少年団認定員」の方は、SL 資格以外の JSP0 資格を保有していない場合でも、令和5(2023)年度のスポーツ少年団登録までは「指導者」として登録できます。

## 1. 「JSP0 公認コーチングアシスタント」への移行(取得)

SL 資格保有者(スポーツ少年団認定員養成講習会受講修了者は SL 資格を保有しています)は、インターネットでの手続き(「指導者マイページ」のアカウント作成と移行申請)と資格登録手続き(JSP0 からの案内に基づく登録料の支払い等)を行うことで、「JSP0 公認コーチングアシスタント」の資格取得が可能です。

SL 資格以外の JSP0 資格を保有していない方は、令和6(2024)年度以降もスポーツ少年団に「指導者」として登録するためには、令和5(2023)年11月末までにこの移行申請を行っていただく必要があります。

移行申請期間	CA 資格登録手続き期間	CA 資格有効期間	少年団登録
令和4(2022)年12月 ～令和5(2023)年5月末	令和5(2023)年7月 ～9月末	令和5(2023)年10月1日 ～令和9(2027)年9月30日	令和6(2024)年以降、「指導者」として登録が可能
令和5(2023)年6月 ～11月末	令和6(2024)年1月 ～3月末	令和6(2024)年4月1日 ～令和8(2028)年3月31日	

- ※ 移行申請は令和5(2023)年12月以降も受け付けます。
- ※ 移行申請の詳細は別紙マニュアル【<旧「スポーツ少年団認定員」向け>「JSP0 公認スポーツリーダー」から「JSP0 公認コーチングアシスタント」への資格移行手続きマニュアル】をご参照ください。

- 上記マニュアルは令和4年度日本スポーツ少年団ブロック会議資料 P47-57、以下 URL および QR コードからもご覧になれます。  
[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/2021/ca\\_ikou\\_manual.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/2021/ca_ikou_manual.pdf)

- ※ 令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録において「認定員」登録者であった場合、この移行申請および資格登録手続きを行うことで、令和6(2024)年度以降もスポーツ少年団登録において



令和4年度日本スポーツ少年団ブロック会議資料  
「理念を学んだ指導者」として登録することができます(ただし、令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録において「認定員」登録者ではなかった方がこの移行申請および資格登録手続きを行った場合は、理念を学んでいない「指導者」としての登録となります)。

- ※ すでに、JSP0 資格(日本サッカー協会C級コーチライセンス以上、日本バスケットボール協会公認C級コーチライセンス以上の資格を含む)をお持ちの方は、この移行申請を行わなくてもスポーツ少年団登録において「指導者」として登録できます。

## 2. 「JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)」の取得

この資格を取得することにより、スポーツ少年団登録において「理念を学んだ指導者」として登録することができます。

- ▶ JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)について  
<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1312.html>



## 3. 「JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)」以外の JSP0 資格の取得

「JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)」以外の JSP0 資格を取得することでも、スポーツ少年団登録において「指導者」として登録することができます。

- ※ ただし、令和元(2019)年度のスポーツ少年団登録において「認定育成員」または「認定員」登録者でなかった場合は、スポーツ少年団登録において理念を学んでいない「指導者」としての登録となります。

- ▶ JSP0 資格の概要について  
<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid58.html>



## 4. シニア・リーダーから JSP0 資格への移行(取得)

シニア・リーダー資格保有者は、所定の手続き(自身による申し出および都道府県スポーツ少年団からの推薦)を経て、シニア・リーダー資格保有者本人がインターネットからの手続き(「指導者マイページ」のアカウント作成と移行申請)および、資格登録手続き(JSP0 からの案内に基づく登録料の支払い等)を行うことで、JSP0 資格への移行(取得)が可能です。

都道府県スポーツ少年団からの推薦を受けた翌年度のスポーツ少年団登録から「理念を学んだ指導者」として登録することができます。

- ① **令和元(2019)年度以前にシニア・リーダー資格の認定を受けた方【令和5(2023)年度まで】**  
令和5(2023)年度までに手続き(都道府県から JSP0 への推薦)を行うと、「JSP0 公認コーチングアシスタント」の養成講習会の受講免除(資格移行)が可能です。ただし、本手続きの対象は、「JSP0 公認コーチングアシスタント」認定予定年度の4月1日時点で満20歳以上である方のみです。

- ② **令和2(2020)年度以降にシニア・リーダー資格の認定を受けた方**  
シニア・リーダー認定年度から4年以内に上記所定の手続きを行うと、「JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)」の養成講習会の受講免除(資格移行)が可能です。ただし、本手続きの対象は、JSP0 公認スタートコーチ(スポーツ少年団)認定予定年度の4月1日時点で満18歳以上である方のみです。

- ※ 手続きの詳細は別紙マニュアル(令和4年度日本スポーツ少年団ブロック会議資料 P111-113)をご参照ください。

## <旧「スポーツ少年団認定員」向け>

# 「JSP0公認スポーツリーダー」から 「JSP0公認コーチングアシスタント」への 資格移行手続きマニュアル



公益財団法人日本スポーツ協会  
日本スポーツ少年団

※ JSP0 (Japan Sport Association) : 公益財団法人日本スポーツ協会

## 目次

	ページ 番号
● スポーツ少年団に「指導者」として登録するための条件 .....	2
● 「JSP0公認コーチングアシスタント」への移行申請と資格有効期限 .....	3
● 「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行の流れ .....	4
● 資格移行手続きの前に準備すること .....	6
● 「指導者マイページ」を作成する .....	7
● 資格の移行申請を行う .....	15

## スポーツ少年団に「指導者」として登録するための条件

### ● 「指導者」として登録するための条件

令和元年度までスポーツ少年団が養成していた「スポーツ少年団認定員」の資格保有者は、併せて「日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）公認スポーツ指導者資格」の一つである「JSP0公認スポーツリーダー」の資格を保有されています。

令和2（2020）年度から、スポーツ少年団に指導者として登録するためには「JSP0公認スポーツ指導者資格」を保有していることが必須となります（※詳細は「今後のスポーツ少年団指導者について」）が、「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方に限っては、スポーツ少年団へ指導者として登録することが認められません。

ただし、「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方であっても、「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格を移行（免除・登録申請）することで、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能です（★）。また、令和5（2023）年度までの間は、移行措置として「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格移行が完了していない「JSP0公認スポーツリーダー」のみを保有している方であっても、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能です（詳細下記「令和5（2023）年度までの移行措置」）。

★「JSP0公認スポーツリーダー」から「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格移行した方のうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」としてスポーツ少年団に指導者として登録できるのは、令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定員の資格を保有していた方のみ。

★既に、「JSP0公認スポーツリーダー」以外のJSP0公認スポーツ資格（JBA、JFAの公認C級コーチライセンス以上の資格を含む）をお持ちの場合は、「JSP0公認コーチングアシスタント」へ資格を移行（免除・登録申請）することなく、スポーツ少年団に指導者として登録することが可能。そのうち「スポーツ少年団の理念を学んだ者」としてスポーツ少年団に指導者として登録できるのは、令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定員の資格を保有していた方のみ。

### ● 令和5（2023）年度までの移行措置

令和5（2023）年度のスポーツ少年団登録までは、資格を移行せずに「JSP0公認スポーツリーダー」の資格をもって「指導者」としてスポーツ少年団に登録することが可能。

※令和6（2024）年度以降も、継続して「指導者」としてスポーツ少年団に登録し、活動される場合には、令和5（2023）年11月までに「JSP0公認コーチングアシスタント」に資格を移行する所定の手続き（免除免除申請）が必要（★）。

※「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行は、移行講習会等を受講する必要はなく、所定の手続き（免除免除申請）を行うことで完了。

	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
	< 移行期間 >				
スポーツリーダー	→				
コーチングアシスタント	→				

※ スポーツ少年団に「指導者」として登録をすることができる期間を示しています。

-2-

## 「JSP0公認コーチングアシスタント」への移行申請と資格有効期限

### ● JSP0公認コーチングアシスタントへの資格移行後の資格有効期間

JSP0に対して、JSP0公認コーチングアシスタントへの資格移行申請を行い、その後、資格の登録を行うことで、資格の移行（JSP0公認コーチングアシスタントの登録）が完了します。なお資格の有効期間は、移行（登録）が完了してから4年間となります。

令和2（2020）年度				令和3（2021）年度				令和4（2022）年度																	
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
移行申請	登録手続き	コーチングアシスタント資格登録（有効期間：2020/10/1～2024/9/30）																							
	移行申請	登録手続き	コーチングアシスタント資格登録（有効期間：2021/4/1～2025/3/31）																						
		移行申請	登録手続き	コーチングアシスタント資格登録（有効期間：2021/10/1～2025/9/30）																					

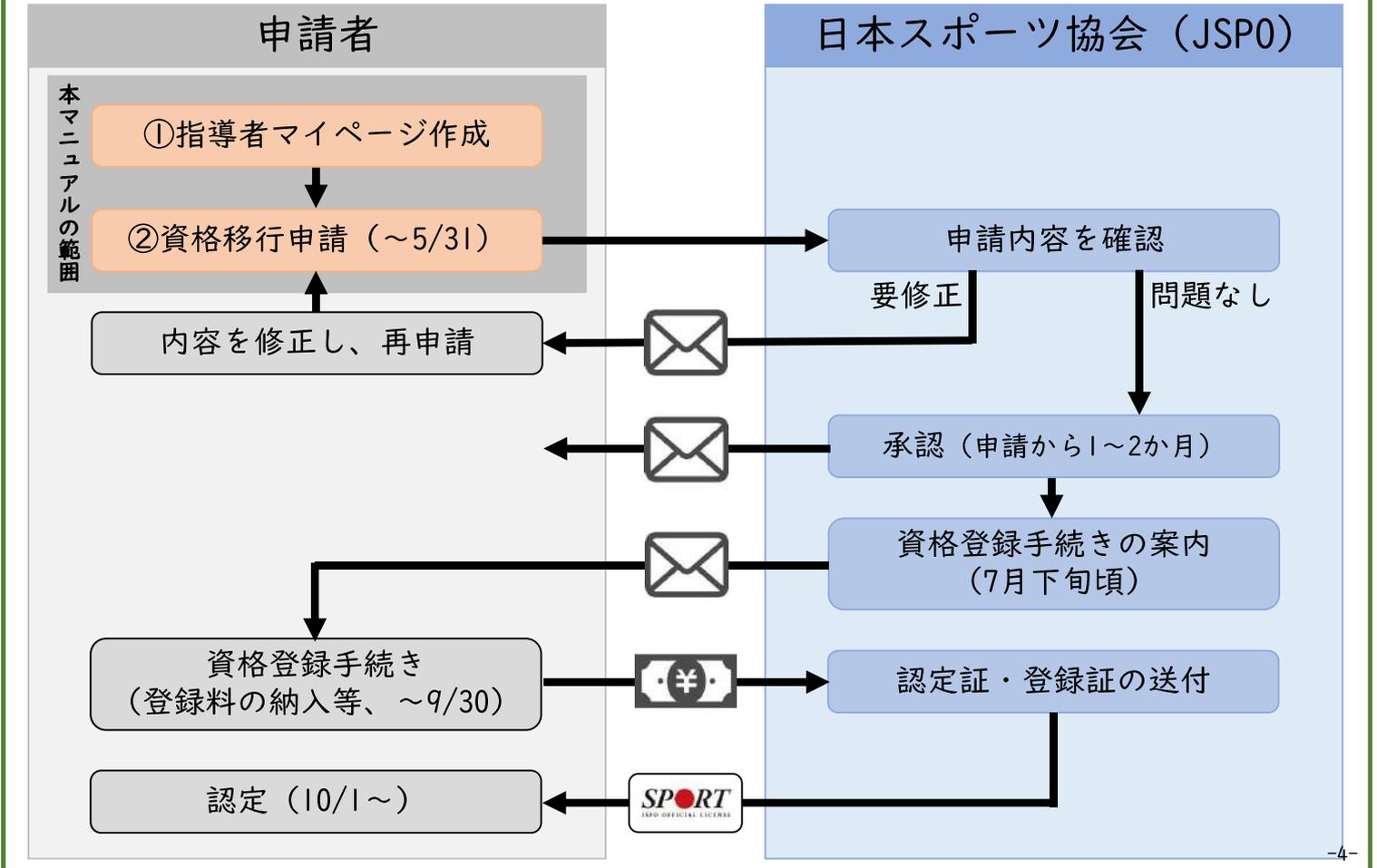
### < JSP0公認コーチングアシスタントへの移行申請時期と資格有効期間 >

JSP0公認コーチングアシスタントの登録は、年2回（4月と10月）となります。移行申請と登録手続きの時期にご注意ください。

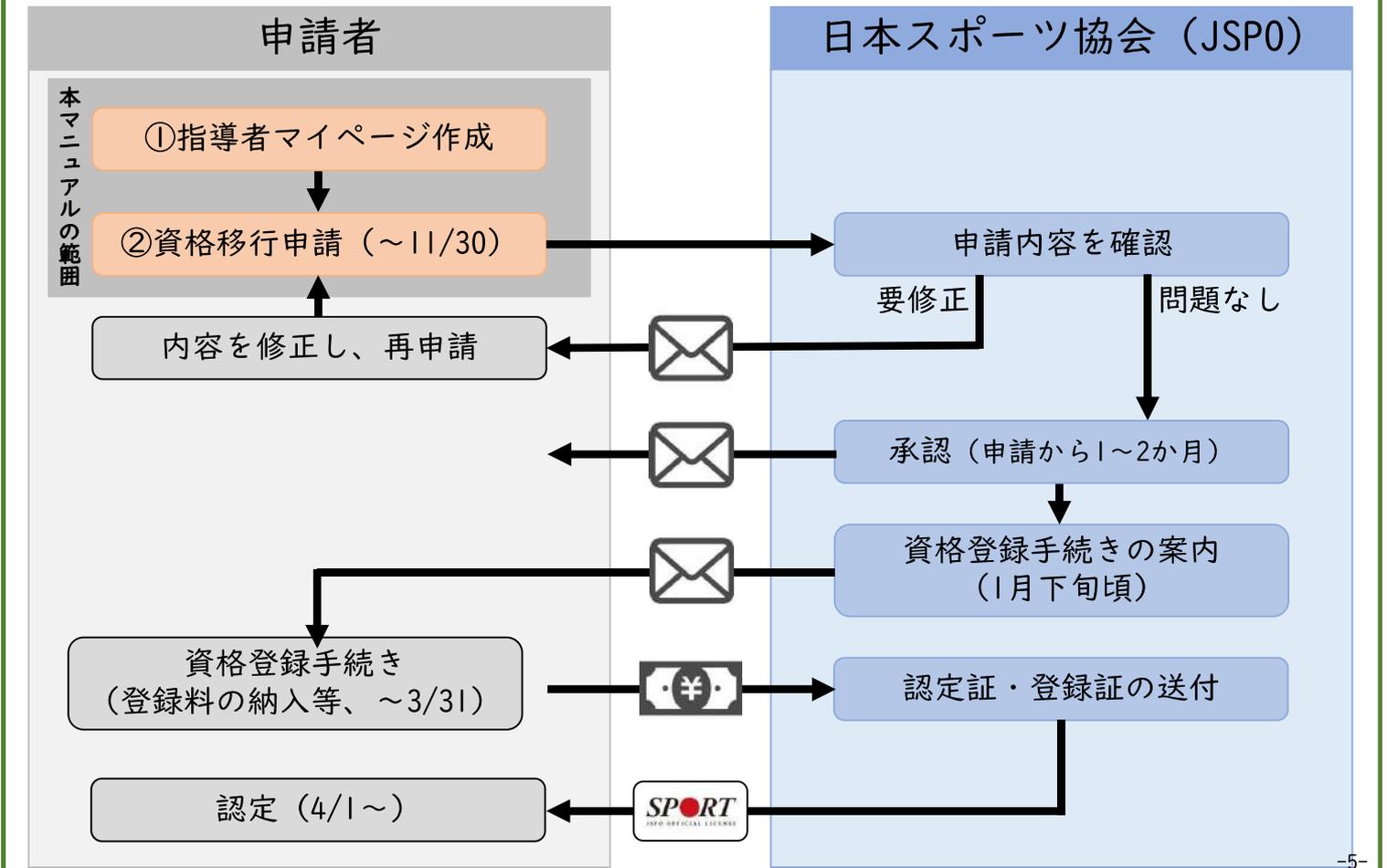
移行申請	登録手続き	資格有効期間
～令和4（2022）年5月	～令和4（2022）年9月	令和4（2022）年10月1日～令和8（2026）年9月30日
～令和4（2022）年11月	～令和5（2023）年3月	令和5（2023）年4月1日～令和9（2027）年3月31日
～令和5（2023）年5月	～令和5（2023）年9月	令和5（2023）年10月1日～令和9（2027）年9月30日
～令和5（2023）年11月	～令和6（2024）年3月	令和6（2024）年4月1日～令和10（2028）年3月31日

-3-

### 「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行の流れ（10/1付登録の場合）



### 「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行の流れ（4/1付登録の場合）



## 資格移行手続きの前に準備すること

「JSP0公認コーチングアシスタント」への資格移行手続きには①「スポーツ少年団認定員認定証」または②「スポーツ少年団登録システムの氏名と認定員番号が記載された画面の画像」が必要です。

※資格移行手続きの前に、「①スポーツ少年団認定員認定証」または「②スポーツ少年団登録システムの画面」について撮影やスキャンを行い、そのデータを移行手続きを行うPC、スマートフォン等に保存しておいてください。

※「①スポーツ少年団認定員認定証」がお手元に無い場合は、「②スポーツ少年団登録システムの画面」の画像を、資格移行手続きにご利用ください。

<①認定証のイメージ>



<②スポーツ少年団登録システムの画面のイメージ>

更新状況

新規			
ステータス	登録完了		
基本情報			
氏名	体協 太郎 (タイキョウ タロウ)		
生年月日	1962-07-23		
年齢	57歳		
性別	男		
資格			
資格名	番号	取得日	有効期限
認定員	48K00001	-	-

※スポーツ少年団登録システムの「単位団基本情報」ページから、申請者の氏名をクリックすると表示されます。  
※上記システムへのアクセス (ID, パスワード) は、ご所属の単位団の事務担当者にご確認ください。

## 「指導者マイページ」を作成する (ページにアクセスする)

### ① いずれかの方法で指導者マイページのトップページにアクセスする

- ・ 指導者マイページのURL (<https://my.japan-sports.or.jp>)
- ・ JSP0ホームページ (トップページ <https://www.japan-sports.or.jp/> 中段の「サービス」)
- ・ 検索サイトにて「日本スポーツ協会 指導者マイページ」と検索

### ② 指導者マイページトップページの【新規登録】をクリックする



② クリック

■ 指導者マイページ操作・作成に関するお問合せ先  
日本スポーツ協会公認スポーツ指導者登録係  
TEL 03-5859-0371  
平日10:00~17:00 (土日祝日を除く)

## 「指導者マイページ」を作成する（メールアドレスを登録する）

- ① 登録するメールアドレスを2回入力する
- ② 【送信する】をクリックする

## 「指導者マイページ」を作成する（メールの受信・URLのクリック）

- ① 自動送信されてくるメールを開く  
※ 先ほど入力したメールアドレス宛にメールが届きます
- ② メール本文のURLをクリックする

## 「指導者マイページ」を作成する（情報の入力）

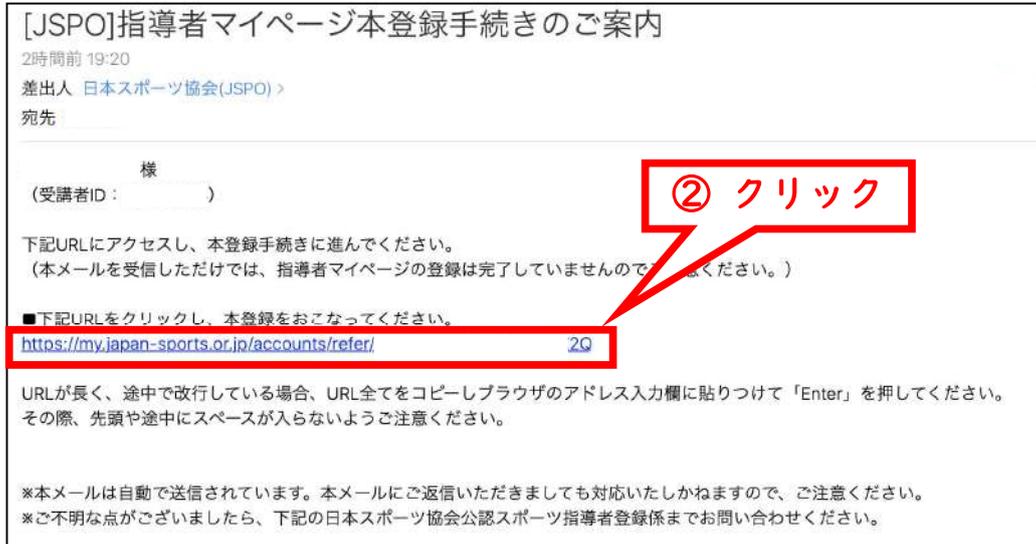
- ① 氏名・生年月日等の必要事項を入力する
- ② ページ下部の【同意する】のチェックボックスをクリックする
- ③ ページ下部の【同意して登録する】をクリックする

## 「指導者マイページ」を作成する（入力情報の確認・登録）

- ① 入力した情報に間違いがないか確認する  
※ 修正が必要であれば【戻る】をクリック
- ② 【登録する】をクリックする

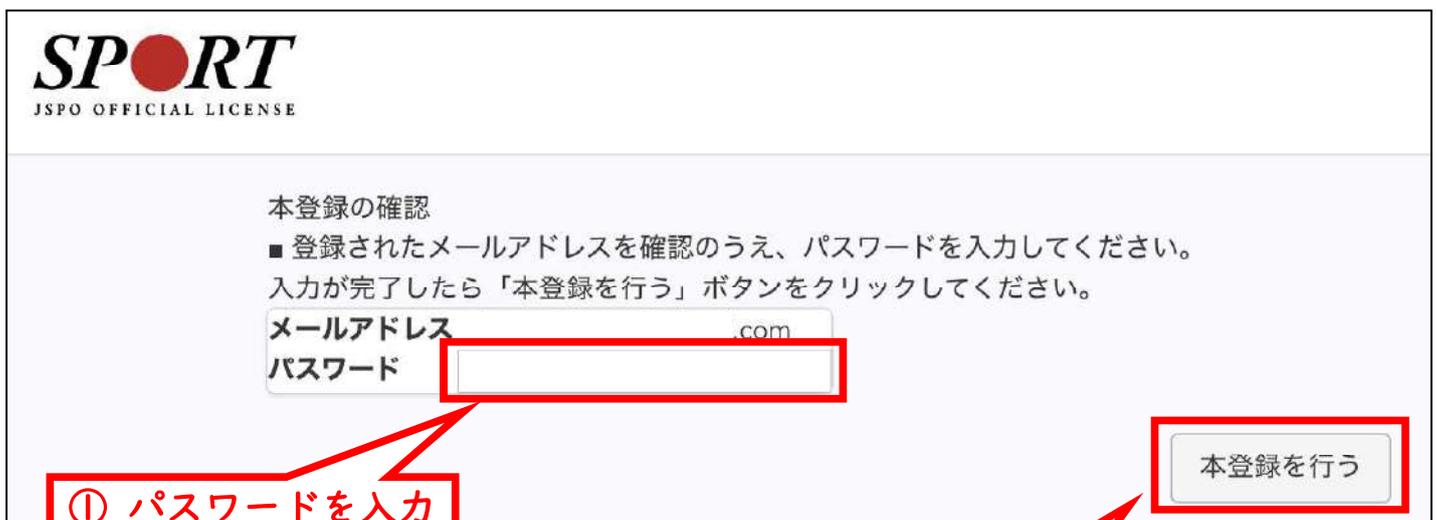
## 「指導者マイページ」を作成する（仮登録メールの受信・URLのクリック）

- ① 自動送信されてくるメールを開く  
※ 登録したメールアドレス宛にメールが届きます
- ② メール本文のURLをクリックする



## 「指導者マイページ」を作成する（本登録）

- ① 先ほど設定したパスワードを入力する
- ② 【本登録を行う】をクリックする



## 「指導者マイページ」を作成する（登録完了）

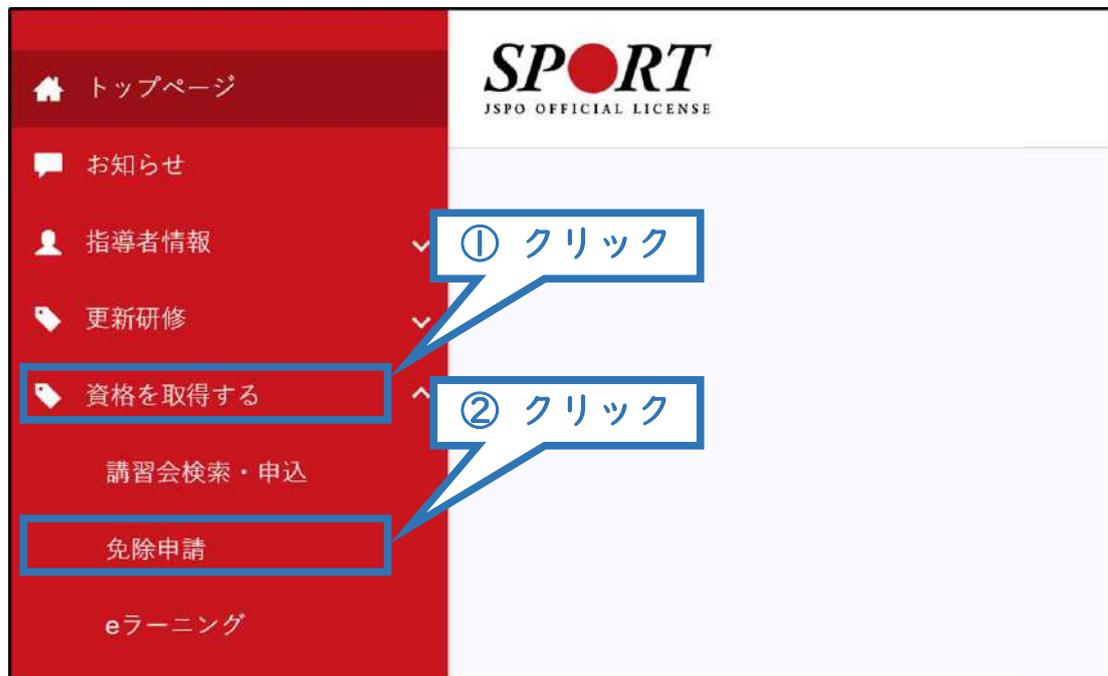
「マイページの登録完了画面」に切り替われば登録完了です。

※ 登録完了のメールが届きます。



## 資格の移行申請を行う（「指導者マイページ」メニュー選択）

- ① 「指導者マイページ」トップページメニューの「資格を取得する」をクリックする
- ② 【免除申請】をクリックする



## 資格の移行申請を行う（「コーチングアシスタント」資格の選択）

- ① 資格で探すから「コーチングアシスタント」にチェックを入れ検索をクリックする
- ② 表示された「コーチングアシスタント」をクリックする

**免除申請**

共通科目、専門科目ともに免除要件を満たしている場合は、養成講習会を申し込みせずにこのページから免除申請をすることが可能です。  
 ＊コーチングアシスタントは共通科目1のみで免除申請が可能です。  
 ＊申請時期によって登録時期が異なります。

- ・ 4月1日付登録を希望する場合、前年の11月末日までに申請
- ・ 10月1日付登録を希望する場合、同年の5月末日までに申請

共通科目、専門科目のどちらか一方が免除となる場合は、養成講習会にお申し込みいただく際に申請を行ってください。

[免除申請マニュアル \(PDF\)](#)

1. 免除申請する資格を選択    2. 申請情報の入力    3. 申請情報の確認    4. 申請完了

資格で探す    ① クリック

競技で探す

1件中 1 - 1件

② クリック

③ クリック

④ クリック

## 資格の移行申請を行う（登録情報の確認）

- ① 現在登録されている個人情報に間違いがないか確認する

※ 変更がある場合は「**個人情報を編集する**」をクリックする。

**SPORT**  
ISPO OFFICIAL LICENSE

**申請情報**

**個人情報**

① 個人情報に間違いがないか確認する

個人情報を変更・修正する場合はクリック

個人情報を編集する

登録番号
氏名
フリガナ
ローマ字
メールアドレス
生年月日
性別
主な活動都道府県
自宅住所
勤務先住所
郵便物送付先
職種

## 資格の移行申請を行う（申請内容の入力）

### ① 共通科目免除理由の

**【スポーツリーダー認定証/スポーツ少年団認定員認定証】**

のチェックボックスをチェックする

### ② 「スポーツ少年団認定員認定証」または「スポーツ少年団登録システムの氏名と認定員番号が記載された画面の画像」を添付する

### ③ **【確認】** をクリックする

The screenshot shows a web form titled '免除申請' (Waiver Application). Under the '共通科目免除理由' (Common Subject Waiver Reason) section, there are three radio button options. The second option, 'スポーツリーダー認定証/スポーツ少年団認定員認定証' (Sports Leader Certificate/Sports Youth Group Certified Member Certificate), is selected and highlighted with a blue box and callout ①. Below this, there is a '添付書類' (Attachments) section with a 'ファイルを選択' (Select File) button highlighted by callout ②. At the bottom right, a red '確認' (Confirm) button is highlighted by callout ③. A '戻る' (Back) button is visible at the bottom left.

## 資格の移行申請を行う（申請内容の確認）

### ① 申請内容を確認する

※ 内容に誤りがある場合は、**【戻る】** をクリックし修正してください

### ② **【登録】** をクリックする

① 間違いが無いか確認する

The screenshot shows a confirmation page titled 'コーチングアシスタント免除申請' (Coaching Assistant Waiver Application). It contains a progress bar with four steps: 1. 免除申請する資格を確認 (Check qualification for waiver application), 2. 申請内容の入力 (Input application content), 3. 申請内容の確認 (Check application content), and 4. 申請完了 (Application completed). The third step is currently active. Below the progress bar is a form with fields for '個人情報' (Personal Information) including registration number, name, address, and contact info. There are also sections for '共通科目' (Common Subjects) and '専門科目' (Specialized Subjects). A red '登録' (Register) button is at the bottom right, highlighted by callout ②. A '戻る' (Back) button is at the bottom left.

## 資格の移行申請を行う（申請完了）

- 申請が完了するとメールが送信され、トップページに申請情報が掲載されます。
- 日本スポーツ協会が確認し、問題なければ「承認済」となり、メールが届きます（少なくとも1~2か月要する場合があります）。
- 申請内容に修正の必要がある場合は、日本スポーツ協会からメールで連絡がありますので、内容をご確認の上、再申請してください。



スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会 日程表

時刻	プログラム名	講義内容
9:00	9:00	
	ガイダンス【20分】	・日程の説明 等
10:00	9:20	
	スポーツの意義と価値 スポーツ少年団の理念と意義 【90分】	<共通> ・スポーツの意義と価値 <専門> ・スポーツ少年団の理念と意義 ・日本スポーツ少年団指導者綱領・団員綱領
11:00	10:50	
	安全なスポーツ環境の整備 【90分】	<共通> ・安全なスポーツ環境の構築 ・スポーツに関連する医科学的知識 <専門> ・リスク管理 ・反倫理的行為の根絶
12:00	12:20	
	昼食・休憩 【60分】	
13:00	13:20	
	指導のプロセス ジュニア期のスポーツ指導 【90分】	<共通> ・リーダーシップ ・信頼関係構築におけるコミュニケーションの重要性 <専門> ・発育・発達に合わせた指導 ・ACP・幼児期からのACP ・運動適性テストⅡ
14:00	14:50	
	指導者の責任と役割 【60分】	<共通> ・コーチングおよびコーチとは ・コーチの学びとセルフマネジメント
15:00	15:50	
	グループワーク 【90分】	Question1 「子どもやその保護者は、 スポーツ少年団に何を求めて入団するのでしょうか。」 Question2 「子どもやその保護者がスポーツ少年団に求めることをふまえ、 スポーツ少年団の指導者は、どのような役割を担うのか。 （どのような指導者になるべきか）」
16:00	17:20	
	振り返り（検定試験） 【30分】	
17:00	17:50	
	ガイダンス【20分】	
18:00	18:10	

※赤字下線部は令和4年度からの変更点  
※網掛け部は必要に応じて都道府県で編集  
(令和5年度実施希望調査時点(2023.2))

令和5年度公認スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会開催要項(案)  
＜対面開催用雛型＞

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する「スタートコーチ(スポーツ少年団)」の養成を目的に、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団との共催により開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団

3. 主管

各都道府県体育・スポーツ協会都道府県スポーツ少年団 ※必要に応じ市区町村スポーツ少年団の追加可能

4. カリキュラム

19時間以上(自宅学習:11.5時間以上、集合講習:7.5時間以上)

共通科目(スタート)＋スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目

5. 受講の一部免除

各都道府県スポーツ少年団において設定する。※免除に関する詳細は別に定める。

6. 会場・期日

各都道府県スポーツ少年団において設定する。

7. 日程

別紙日程表のとおり。

8. 開催期間

令和5年4月1日より令和6年2月29日までとする。

9. 受講条件(対象者)

令和5年4月1日現在、満18歳以上の者。

10. 受講人数

各都道府県スポーツ少年団において設定する。

11. 教材

・ スタートコーチ共通科目テキスト(Reference Book)

・ スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト

※ Reference Book および専門科目テキストは、各1部で1セットとし、定価は2,200円(税込)。

12. 申込方法

(1) 申込方法: 都道府県内での個別の申込方法がある場合は別途設定する。

【指導者マイページからの申込】

下記または別紙マニュアル(JSP0から都道府県スポーツ少年団へ3月上旬頃別途展開予定)を参考に、指導者マイページ(※)から申込手続きを行う。

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/mypage\\_account.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/mypage_account.pdf)

※ 指導者マイページとは、公認スポーツ指導者資格の取得を希望する人やすでに資格を持っている人が、インターネット上で養成講習会の申し込みや登録情報の確認・変更、資格の登録・更新手続きを行うことができる公益財団法人日本スポーツ協会(JSP0)が開設している無料のインターネットサービスです。

※ 講習会受講時に本人確認をする場合もあるため、指導者マイページ作成後、メニュー「指導者情報」から顔写真のアップロードを受講開始までにお済ませください。

※赤字下線部は令和4年度からの変更点  
 ※網掛け部は必要に応じて都道府県で編集  
 (令和5年度実施希望調査時点(2023.2))

(2) 受付期間：令和5年〇月〇日(〇)～〇月〇日(〇)

### 13. 受講料

各都道府県スポーツ少年団において設定する。(テキスト代は2,200円(税込)/人)

### 14. 受講決定

各都道府県スポーツ少年団及びJSP0において申込内容を確認・承認のうえ受講者を決定する。

【指導者マイページからの申込が承認された場合】

受講決定者には、指導者マイページに登録されたE-mailアドレスに承認メールが届きます。

※ 申込から承認までには、1カ月～1カ月半ほどお時間をいただく場合もあります。

※ 受講申込から資格取得までの流れはJSP0のホームページを参照すること。

[https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/jyukoukarakoushinmade\\_HP.pdf](https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/jyukoukarakoushinmade_HP.pdf)

### 15. 講習会修了・資格認定

各都道府県スポーツ少年団及びJSP0において審査を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」として認める。講習会修了者は、受講翌年度7月下旬以降にJSP0から届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続きを行うことで資格が認定される(下記「16.登録認定」参照)。

### 16. 登録認定

(1) 講習会修了者には、受講翌年度7月下旬以降に、JSP0から「登録手続き書類」が送付される。

(2) 上記書類に基づき指導者登録手続き(登録料の納入)を完了した者をJSP0公認スタートコーチ(スポーツ少年団)として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。

➤ 登録手続き・送付物の詳細は、JSP0のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html>

(3) 資格登録料は4年間で10,000円(初回登録時のみ13,300円)とする。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、3,300円(初期登録手数料)のみを追加登録料として支払う。

➤ 登録料の詳細は、JSP0のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid232.html>

(4) 登録による資格の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6カ月前までに、JSP0の定める更新研修を受けなければならない。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる。

➤ 更新研修の詳細は、JSP0のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid233.html>

### 17. 受講取消

受講者としてふさわしくない行為(JSP0 登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、JSP0または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、JSP0 登録者等処分規程等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。

また、JSP0または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しない。

### 18. 個人情報の取扱い

(1) 本講習会実施に際し取得した個人情報は、主催者及び主管団体が本講習会の案内、資料の送付、受講者名簿の作成、指導者管理システムでの管理を目的に使用し、法令などにより開示を求められた場合を除き、受講者の同意なしに第三者に開示・提供しない。

(2) 活動の様子は、主催者及び主管団体を通じた公開、関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページやSNS等への掲載、次回事業実施の案内への掲載等で公表することがある。

(3) 関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・



令和4年度千葉県スポーツ少年団  
スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター名簿

地区	市町村名	インストラクター
千葉	千葉市	
	市原市	石川雅秀 佐々木寿明
船橋	船橋市	松井一彦 滝口洋一 北村寿
		菅澤敦 菅澤和美
	市川市	西谷健佑
	習志野市	
	八千代市	
東葛	浦安市	
	松戸市	村瀬繁義
	柏市	露木循
	野田市	
	流山市	
	我孫子市	
	鎌ヶ谷市	有山高臣 有山源起
印旛	佐倉市	大平仁
	成田市	中村好男 平良清忠
	四街道市	
	酒々井町	
	八街市	
	富里市	高橋利行 今井忠敏 篠原清勝
		清水武
	栄町	茨城栄一
	印西市	大河原昭司
	白井市	
香取	香取市	松島由紀夫 長谷川 謹二 山岸信行
	神崎町	
	東庄町	
	多古町	
海匝	銚子市	
	旭市	
	匝瑳市	

地区	市町村名	インストラクター
山武	東金市	
	大網白里市	
	九十九里町	
	山武市	
	横芝光町	
	芝山町	
長生	茂原市	
	一宮町	
	白子町	
	長柄町	
	長南町	
	睦沢町	
	長生村	
夷隅	勝浦市	
	大多喜町	
	いすみ市	
	御宿町	
安房	館山市	松坂誠一
	鴨川市	
	鋸南町	池田勝
	南房総市	
君津	木更津市	椿原功二
	君津市	長嶺和男 本村雅寛 池田健司
	富津市	吉本充 石井利夫
	袖ヶ浦市	
県本部	前浪祐吾	

トップページ>暴力根絶に向けた取り組み>【特設ページ】登録者等処分規程のポイント

お知らせ

スポーツにおける暴力行為等相談窓口

暴力根絶に向けた取り組み

処分手続・関連諸規程

【特設ページ】登録者等処分規程のポイント

## 【特設ページ】日本スポーツ協会（JSPPO）における公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の不適切行為に対する処分手続について

JSPPOは、スポーツ界における暴力、暴言、ハラスメント等の不適切行為の根絶に向けて、このたび2022（令和4）年6月24日付で、新たに「登録者等処分規程・処分基準」を制定いたしました。

この新たな登録者等処分規程では、公認スポーツ指導者資格保有者およびスポーツ少年団登録者が不適切な行為（暴力、暴言、ハラスメント等）を行った際の処分内容や手続きについて定めています。この処分規程・処分基準の施行は、2023（令和5）年1月1日です。

2023年は、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」を2013（平成25）年4月に発出してから10年の節目を迎えます。JSPPOでは加盟団体等とより一層の連携を図り、スポーツ界における不適切な行為の根絶に向けて取組みを更に強化していきます。

登録者等処分規程



処分基準



### 「登録者等処分規程・処分基準」制定の経緯・これまでの課題

「登録者等処分規程」は、約62万人の「公認スポーツ指導者」と約73万人の「スポーツ少年団登録者」が遵守事項違反があったときの処分内容やその処分を行うための手続きを定めたものです。

これまで、JSPPOには「公認スポーツ指導者処分基準」および「スポーツ少年団登録者処分基準」の2つの基準があり、処分対象者の属性に応じて、それぞれの基準に基づき処分を行っていましたが、処分基準が複数あることによる課題等もありました。

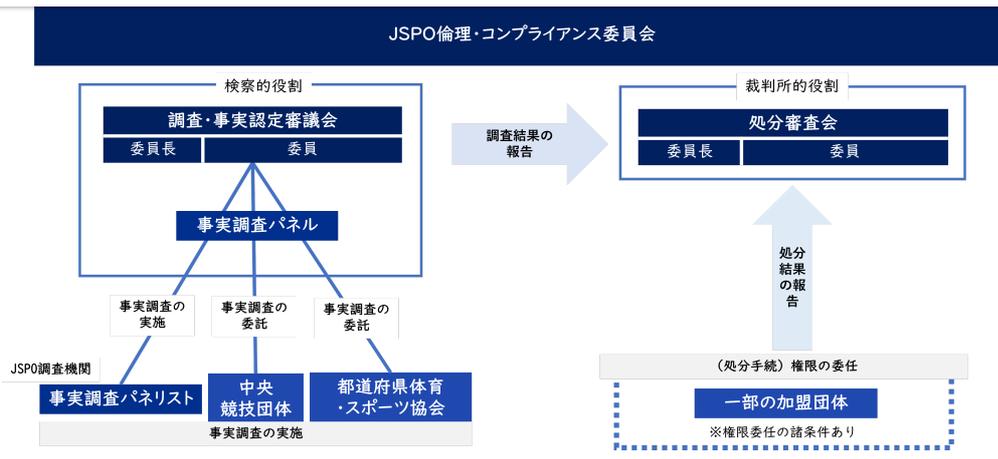
このたびこれらの課題を解消するために、処分基準を一本化し、「登録者等処分規程・処分基準」を制定しました。



### 「登録者等処分規程・処分基準」のポイント

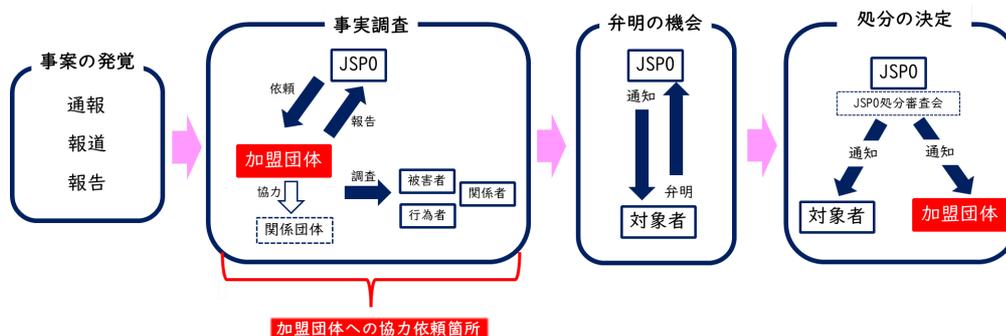
「登録者等処分規程」では、JSPPO倫理・コンプライアンス委員会のもと、いわゆる検察的役割を果たす「調査・事実認定審議会」と、いわゆる裁判的役割を果たす「処分審査会」の2部門を構成し、処分手続きにあたります。事案ごとに構成する事実調査パネル（主には弁護士）が、審議対象となる行為者の属性等に応じて、中央競技団体/都道府県体育・スポーツ協会等に事実調査の依頼を行います。

従来と大きく変更となる点は、すべての事案において、行為者の属性に関わらず、事実調査後の手続きとなる弁明の機会の付与や処分決定について、JSPPOの処分審査会が責任をもって行うことです。



### 「登録者等処分規程・処分基準」手続きのフロー

行為者の指導活動の継続や、被害者が児童・生徒である場合も勘案し、出来る限り速やかに事案を終結する（処分決定を行う）ことを目指しています。



<する> スポーツをする機会と場の提供

国民体育大会

日本スポーツマスターズ

国際交流・国際協力

<支える> スポーツを支える人と地域

スポーツ少年団

総合型地域スポーツクラブ

スポーツ指導者

スポーツ医・科学研究

スポーツボランティア

<見る・応援する> 見る・応援する

広報・出版・ビデオ

JSPO写真集

JSPO TV

JSPO（日本スポーツ協会）とは

JSPOの組織概要

その他

表彰・顕彰

過去の特集

## 公認スポーツ指導者及びスポーツ少年団登録者の処分に関する申し合わせ事項（案）

### （目的）

第1条 本申し合わせ事項は、「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」に則った本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等の対応等について定めるものとする。

### （適用の範囲）

第2条 本申し合わせ事項において、登録者等とは、以下の者をいう。

(1) 公認スポーツ指導者

「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」第6条において認定を受けた者。

(2) スポーツ少年団登録者

「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第5条により認定された団員・指導者・役員及びスタッフ。

2 「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第4条の定めにかかわらず、本規程において、スポーツ少年団登録者は、「公益財団法人日本スポーツ協会スポーツ少年団登録規程」第3条により登録を申請した時点から認定を受けたものとみなす。

### （対応）

第3条 「公益財団法人日本スポーツ協会登録者等処分規程」第11条・第13条・第21条により、加盟都道府県体育・スポーツ協会が担う事実調査の対応及び報告等について迅速に実施する。

2 事実調査は、以下の事項について行う。

(1) 審査対象者の氏名

(2) 調査対象事実

(3) 現時点で存する証拠

3 事実調査の報告は以下の項目について行う。

(1) 審査対象者の氏名

(2) 処分内容に関する意見

(3) 調査対象事実に関する調査結果

(4) その他、事実として認められる遵守事項の違反に関する調査結果

(5) 証拠

4 事実調査にあたり、本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等が協力し、迅速に調査・報告を行うこととする。

### （所管委員会）

第4条 本申し合わせ事項に関する事柄は、本協会倫理委員会（総合企画・財務委員会）にて処理する。

### （違反行為の防止）

第5条 県内のスポーツ団体・指導者の健全なスポーツ活動の推進のため、本協会ならびに加盟団体、千葉県・市町村スポーツ少年団、千葉県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会等で連携・協力して違反行為の防止についての取組を行う。

### （その他）

第6条 本申し合わせ事項の実施に関し必要な事項及び変更は、理事会の決議により行う。

附則 本申し合わせ事項は、令和5年3月24日から施行する

## 令和5年度用 スポーツ少年団登録備品配布物について

### (1) 単位団旗リボン

令和5年度全登録団に配布。  
配布数：令和4年度登録団数 + 1本

### (2) 団認定証

令和5年度新規登録団に配布。※団名及び日付を市町村事務局で記載する。  
配布数：必要に応じて

### (3) 指導者章（ワッペン）

令和5年度全登録指導者に配布。  
配布数：令和4年度登録指導者数の下一桁繰り上げた枚数 + 5枚

### (4) 団員章（ワッペン）

令和5年度全登録団員に配布  
配布数：令和4年度登録団員数の下一桁繰り上げた枚数 + 20枚

### (5) 役員・スタッフ登録証（カード）

令和4年度市町村スポーツ少年団役員・スタッフ登録をした指導者に配布。  
配布数：令和4年度登録団員数の下一桁繰り上げた枚数

### (6) ガイドブック『スポーツ少年団とは』

スポーツ少年団活動に関心のある方、新規団関係者へ配布。  
配布数：8冊

### (7) スポーツ少年団事務必携 ー令和5年度版ー

→日本スポーツ少年団作成予定。データのみ。PDFデータ等が届き次第送付します。

### (8) 令和5年 スポーツ少年ちば

令和5年度全登録団及び市町村スポーツ少年団関係者へ配布，市町村スポーツ少年団事務担当者所持。

※千葉県スポーツ少年団委員・指導者協議会委員にも配布してください。

配布数：令和4年度登録団数分+関係者用6冊+事務担当者用1冊+広告協賛市町村2冊

(1)～(5)が不足⇒ 「千葉県スポーツ少年団各種物品送付依頼用紙」をメールで送付する。

## 令和5年度用 スポーツ少年団登録備品配布表

No.	地区	市町村番号	市町村名	単 位 団 旗 リ ボ ン	団 認定証	指導者	団員	役職・スタッフ	ガイド ブック	令 和 5 年 入ホッーツ少年 ち ば
						ワッペン	ワッペン	カード		
1	千葉	100	千葉市	64		195	1,080	100	8	70
2		219	市原市	10		35	160	10	8	16
3	船橋	204	船橋市	21		105	530	30	8	29
4		203	市川市	10		35	400	10	8	16
5		216	習志野市	40		135	760	60	8	48
6		221	八千代市	20		65	400	30	8	26
7		227	浦安市	6		25	100	10	8	12
8		207	松戸市	32		125	620	20	8	40
9		217	柏市	32		115	680	80	8	38
10	東葛	208	野田市	17		55	340	20	8	23
11		220	流山市	7		35	180	10	8	13
12		222	我孫子市	28		145	470	60	8	34
13		224	鎌ヶ谷市	10		45	170	20	8	16
14	印旛	212	佐倉市	28		105	580	80	8	34
15		211	成田市	36		145	590	230	8	44
16		228	四街道市	10		35	200	20	8	16
17		322	酒々井町	3		15	50	10	8	9
18		230	八街市	16		65	300	50	8	24
19		233	富里市	10		45	170	20	8	16
20		329	栄町	6		15	100	10	8	12
21	香取	231	印西市	20		75	380	60	8	28
22		232	白井市	15		55	230	20	8	21
23		236	香取市	23		135	480	120	8	31
24		342	神崎町	2		15	90	10	8	8
25	海匝	349	東庄町	6		25	120	10	8	12
26		347	多古町	5		15	70	20	8	11
27		202	銚子市	10		35	230	30	8	16
28	山武	215	旭市	22		65	380	50	8	28
29		235	匝瑳市	13		35	280	30	8	19
30	長生	213	東金市	7		25	150	10	8	13
31		239	大網白里市	8		35	180	10	8	14
32		403	九十九里町	3		15	50	10	8	9
33		237	山武市	12		35	200	20	8	18
34		410	横芝光町	7		35	170	10	8	13
35	夷隅	409	芝山町	5		15	70	10	8	11
36		210	茂原市	16		65	320	20	8	24
37		421	一宮町	4		15	80	10	8	10
38		424	白子町	4		15	80	10	8	10
39		426	長柄町	1		5	20	10	8	7
40		427	長南町	2		15	40	10	8	8
41		422	睦沢町	2		15	80	10	8	8
42		423	長生村	3		15	60	10	8	9
43	安房	218	勝浦市	2		15	30	0	8	8
44		441	大多喜町	4		15	80	10	8	10
45		238	いすみ市	16		55	290	20	8	22
46	君津	443	御宿町	2		15	40	10	8	8
47		205	館山市	21		75	350	30	8	27
48		223	鴨川市	14		45	220	30	8	20
49		463	鋸南町	7		25	130	20	8	13
50	君津	234	南房総市	31		95	420	30	8	37
51		206	木更津市	9		35	160	10	8	15
52		225	君津市	22		65	330	30	8	28
53		226	富津市	21		75	290	40	8	27
54		229	袖ヶ浦市	7		35	120	10	8	13
合 計				752	0	2,850	14,100	1,620	432	1,092

※令和5年3月3日(金)時点の情報です。実際の作業時は必ず最新情報をご確認ください！

## 令和5年度 スポーツ少年団登録事務について

作成日：令和5年2月末

### <新システムアカウント発行スケジュール>

- 3月10日(金)：都道府県スポーツ少年団に  
3月17日(金)：市区町村スポーツ少年団に  
3月31日(金)：単位スポーツ少年団にアカウント発行メール送付  
※登録システムより送信

登録システムの年度切り替え作業が3月7日(火)に実施されます。令和3年度分の帳票データをダウンロードされる場合は3月6日(月)までに作業をお願いいたします。

### <登録料について>

- |             |        |                     |
|-------------|--------|---------------------|
| ① 団員        | 500円   | (日ス少 300円・県ス少 200円) |
| ② 指導者       | 1,200円 | (日ス少 700円・県ス少 500円) |
| ③ 役員およびスタッフ | 1,200円 | (日ス少 700円・県ス少 500円) |

★複数の単位団に登録の場合は、単位団毎に登録料が必要。

★単位団段階で登録済みの指導者・役員およびスタッフから選出された市町村役員は、市町村段階での登録料は必要なし。

### <登録料の納入について>

納入方法および納入先については、今後の通知をご確認ください。

### <市町村スポーツ少年団における登録作業>

- ・ 新システムの新規アカウント発行 (JSP0からの招待メールに沿って登録する)
- ・ 市町村スポーツ少年団所在地、役員、事務担当者、市町村における登録料等の情報の更新作業
- ・ 単位団への登録作業依頼 (メール・郵送等)
- ・ 新規単位団、登録内容の修正・追加、単位団の登録条件を満たさない単位団への対応
- ・ 単位団からの登録料取りまとめ→県ス少へ納入

※手続きの詳細については、今後更新される最新のマニュアルをご参照ください。

### <単位スポーツ少年団における登録作業>

- ・ 新システムの新規アカウント発行 (JSP0からの招待メールに沿って登録する)
- ・ 単位団情報、新規団員、継続団員、新規指導者、更新指導者、役員およびスタッフ登録作業
- ・ 登録する情報の確定及び所属市町村スポーツ少年団への申請
- ・ 所属市町村スポーツ少年団への登録料の納入

※手続きの詳細については、今後更新される最新のマニュアルをご参照ください。

※令和5年3月3日(金)時点の情報です。実際の作業時は必ず最新情報をご確認ください！

## 新規登録単位団について

### 千葉県スポーツ少年団種目別専門部からのお願い

各種目別専門部(12種目)より各単位団へ関連事業の連絡を直接する場合がございます。県本部の登録締切より以前に種目別交流大会が予定されておりますので、新規登録単位団が下記種目に該当する場合は、市町村スポーツ少年団事務局で受付した段階で、市町村スポーツ少年団事務局又は単位団代表指導者から、直接各種目別の担当者へ連絡のご協力をお願いいたします。

連絡先は、『スポーツ少年ちば』(令和5年版)にも掲載しています。

市町村スポーツ少年団事務局から連絡する場合は、個人情報に関係もありますので、新規登録単位団代表指導者に上記理由をお伝えいただき、承諾を得てからご連絡していただきますようお願いいたします。

#### 該当種目(12種目)

軟式野球

ミニバスケットボール

バレーボール

サッカー

ソフトボール

武道

剣道

卓球

バドミントン

柔道

空手道

ハンドボール

事務連絡  
令和5年2月6日

都道府県スポーツ少年団 御中

公益財団法人日本スポーツ協会  
日本スポーツ少年団

令和5年度スポーツ少年団登録に向けた今後のスケジュール等について

平素よりスポーツ少年団諸活動に対し、格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

この度は、令和5年度スポーツ少年団登録に向けた、今後のスケジュール等について下記の通りご連絡申し上げます。なお、下記の日程は現時点での予定であり、今後、システム改修等により変更が生じる可能性がございますことを予めご承知おきください。

ご確認の程何卒よろしくお願い申し上げます。

1. 令和4年度各種帳票データのダウンロード作業について

令和5年度のスポーツ少年団登録に向けたシステムの年度切り替え作業を**3月7日(火)**に実施します。この作業では令和5年度登録に向け、登録ステータスの変更や各種設定内容の変更等を行うため、この作業後は令和4年度の各種帳票データ等をダウンロードすることができなくなります。

つきましては、**3月6日(月)まで**に必ず令和4年度の各種帳票データ等のダウンロード作業を行っていただきますようお願い申し上げます。

本件については、当協会から市区町村スポーツ少年団に対し、別添メール文にて2月13日(月)にメール通知する予定ですが、必要に応じて貴都道府県スポーツ少年団からもこの旨ご連絡くださいますようお願い申し上げます。

- R4 帳票ダウンロード：～令和5年3月6日(月)まで
- 年度切り替え作業：令和5年3月7日(火)実施

2. 令和5年度スポーツ少年団登録に関するアカウント発行メールの送信予定日について

下記の期日において、スポーツ少年団登録システムのメールアドレス(noreply@sports-it.jp)より、アカウント発行メールをお送りいたします。当該メールに記載の URL より令和5年度のパスワード設定を含む初期設定(個人情報の取り扱いについての確認等)を行ってください。

なお、本件については、当協会から別添メール文にて市区町村スポーツ少年団には2月13日(月)に、単位スポーツ少年団には2月17日(金)にそれぞれメール通知をする予定です。

	アカウント発行メール送信日(予定)	送信先(代表メールアドレス)
1.	3月10日(金)	都道府県スポーツ少年団
2.	3月17日(金)	市区町村スポーツ少年団
3.	3月31日(金)	単位スポーツ少年団

※送信先(代表メールアドレス)の変更が必要な場合は、上記日程の前日までに変更手続きを行っていただきますようお願いいたします。(別添作業手順参照)

### 3. 代表メールアドレスを変更する場合の作業手順について

上記 2. のとおり、令和 5 年度スポーツ少年団登録に係る「アカウント発行メール」をご登録いただいている代表メールアドレス(※)宛にお送りいたします。

※『代表メールアドレス』とは……スポーツ少年団登録システムの「アカウント情報」(左側メニューを参照)または、「基本情報」画面の連絡先メールアドレスの最上段に記載されているメールアドレス

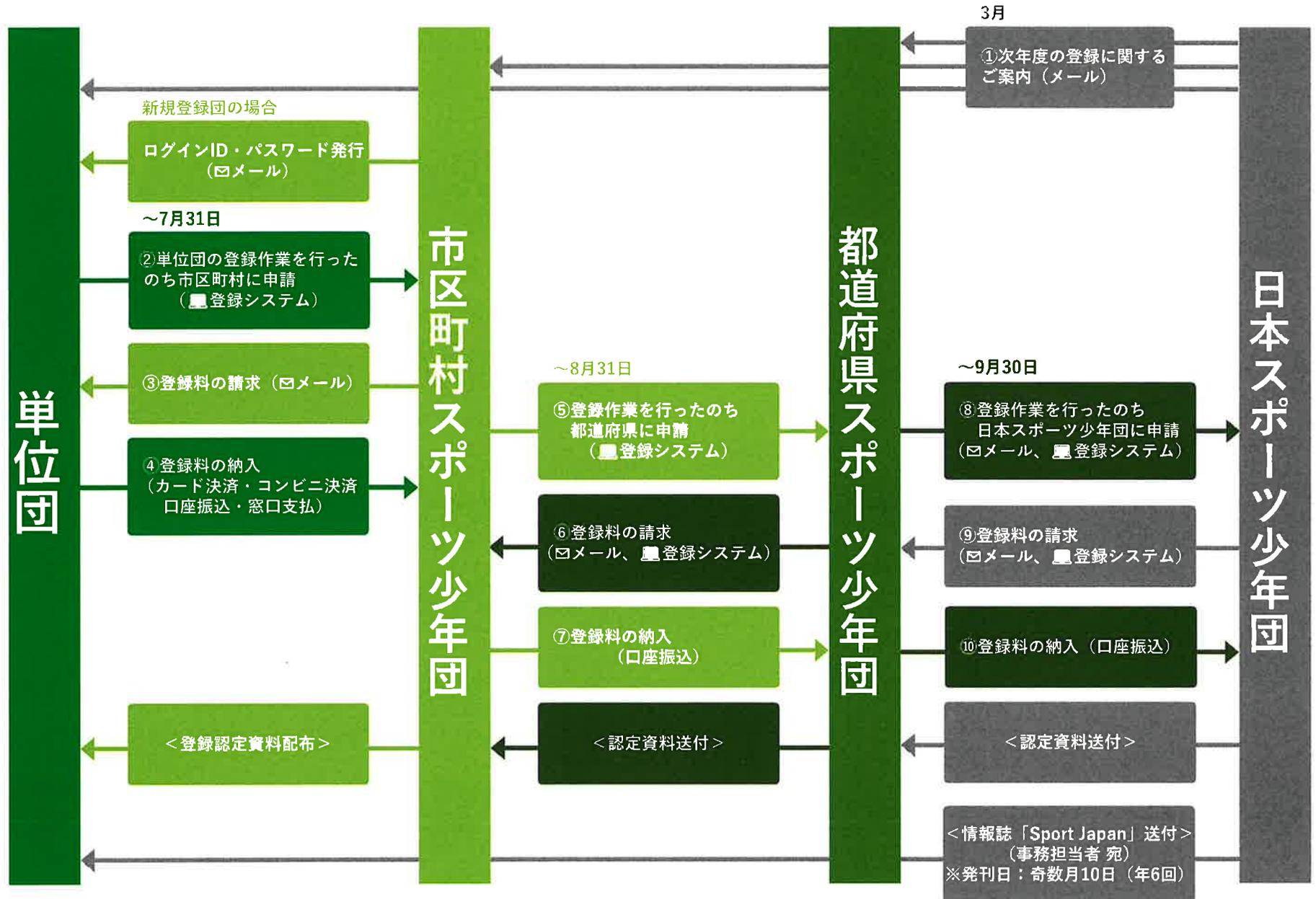
※複数のメールアドレスをご登録いただいている場合でも、上記の代表メールアドレス 1 つにのみ「アカウント発行メール」をお送りいたします。

つきましては、送信先(代表メールアドレス)の変更が必要な場合は、上記 2.の送信日の前日までにメールアドレスの変更作業をお願いいたします。**(※送信先に変更がない場合は、この変更作業を行う必要はございません)**

なお、本件については、当協会から別添メール文にて市区町村スポーツ少年団には 2 月 13 日(月)に、単位スポーツ少年団には 2 月 17 日(金)にそれぞれメール通知をする予定です。

＜本件に関する問合せ先＞  
地域スポーツ推進部少年団課  
担当:中尾・久保田  
TEL:03-6910-5814  
Mail:[jjsa.entry@japan-sports.or.jp](mailto:jjsa.entry@japan-sports.or.jp)

# スポーツ少年団登録の流れ



## 改定のポイント

- ①民法改正による成年年齢引下げ（18歳成人）に伴う対応  
【第2条第3・5・6項、別表】
- ②シニア・リーダー資格被認定者の「スポーツ少年団の理念を学んだ者」としての取扱い  
【第2条第4項、別表】
- ③新型コロナウイルスの影響に伴う指導者登録に関わる緩和措置の継続  
【附則19】

※改定後のスポーツ少年団登録規程施行細則は当協会ホームページからご覧ください。  
<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid302.html>



1

## ① 民法改正による成年年齢引下げ（18歳成人）に伴う対応

- 民法改正（2022年4月1日施行）の経緯・趣旨（法務省資料参考）
  - ・世界的に成年年齢は18歳が主流
  - ・若者の自己決定権の尊重や積極的な社会参加を促すことへの期待
- スポーツ少年団の現状（関連する事項）
  - ・スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会は18歳以上で受講可能
  - ・18歳以上のシニア・リーダー資格被認定者（令和2年度以降に養成された者）は、所定の手続きを行えばスタートコーチ（スポーツ少年団）の資格登録が可能
  - ・日本スポーツ協会登録者等処分規程（2023年1月1日施行）の運用における成年・未成年の区分との整合性を図る必要
  - ・部活動の地域移行におけるスポーツ少年団への期待（若者の主体的な活動、地域づくりへの貢献）
- 対応の方向性
  - ・民法改正の趣旨とスポーツ少年団が目指す方向性（理念、指導者・リーダー養成の趣旨等）は軌を一にしており、スポーツ少年団が青少年の社会参画を促進する役割を担う上でも18歳への引き下げが妥当
  - ・指導者をはじめとする単位団関係者全体でのコンプライアンス意識の徹底等により、適切な単位団運営が行われるよう、単位団におけるスポーツ団体ガバナンスコード（一般スポーツ団体向け）への対応を促進
  - ・現行の細則に定めるスポーツ少年団の登録要件が複雑・難解である課題への対応を18歳への引き下げと併せて図る

2

スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について



■具体的な改定内容

- 単位団の構成要件のうち、「20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上」の登録を必須とする旨の定めを削除【第2条第3項】



- (単位団の) 代表者は、18歳以上の指導者または18歳以上の役員およびスタッフのうち1名とする【第2条第6項】



3

スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について



②シニア・リーダー資格被認定者の「スポーツ少年団の理念を学んだ者」としての取扱い

■現状・課題

- 令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続きスポーツ少年団登録を行っている満20歳以上の者は、公認指導者資格を保有していない場合であっても、令和5年度まではスポーツ少年団の理念を学んだ指導者としてスポーツ少年団登録が可能【附則16第2項】だが、令和5年度以降の取扱いについて定めていない。(今回新たに定めることで「リーダーから指導者」への接続の促進を図る。)
- 令和2年度以降にシニア・リーダーとして資格認定された18歳以上の者は、所定の手続きを行うことでスタートコーチ(スポーツ少年団)の資格登録が可能だが、スポーツ少年団の理念を学んだ者としての取扱いについて定めていなかった。

■課題への対応(改定内容)

- 登録規程施行細則に定める「スポーツ少年団の理念を学んだ者」の区分(現行は2つ)に、新たにシニア・リーダー資格被認定者に対応する区分を2つ追加する【第2条第4項】

- (1) 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者

**追加** (3) 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続きスポーツ少年団登録を行っていた者

**追加** (4) 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続きスポーツ少年団登録を行っている者

4

スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について



- (1) 令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者
- (2) スタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者
- (3) 令和元（2019）年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5（2023）年度まで引き続きスポーツ少年団登録を行っていた者
- (4) 令和2（2020）年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され引き続きスポーツ少年団登録を行っている者

	令和元年度以前	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
令和元年度以前認定のシニア・リーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続きスポ少登録を行っていれば公認指導者資格無しでも「理念を学んだ指導者」として登録可能</li> </ul>					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度まではコーチングアシスタント(CA)に移行可能</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・CA移行等で公認指導者資格を取得すれば「理念を学んだ指導者」(3)として登録可能</li> <li>・R5までにCA移行しなかったが、その後公認指導者資格を新たに取得した場合「理念を学んだ指導者」(3)として登録可能</li> </ul>		
令和2年度以降認定のシニア・リーダー (この表では例として令和3年度認定の場合)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定から4年後まではスタートコーチ(スポーツ少年団)(SC)に移行可能</li> </ul>					
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">令和3年度認定</div>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・SC資格移行後は、SCが有効な限り「理念を学んだ指導者」(2)として登録可能</li> <li>・4年後までにSC移行しなかったがその後公認指導者資格を新たに取得した場合、引き続きスポ少登録を行っていれば「理念を学んだ指導者」(4)として登録可能</li> </ul>		
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・SC以外の公認指導者資格を取得した場合、引き続きスポ少登録を行っていれば「理念を学んだ指導者」(4)として登録可能</li> </ul>

凡例 理念を学んだ指導者：スポーツ少年団の理念を学んだ指導者

スポーツ少年団登録規程施行細則の改定について



③新型コロナウイルスの影響に伴う指導者登録に関わる緩和措置の継続

■現状

- ・単位団における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者としなければならない【第2条第4項】
- ・ただし、新規登録単位団は除く【第2条第5項】

■緩和措置継続の理由

- ・新型コロナウイルスの影響により、スポーツ少年団の理念を学んだ者となるために受講しようとしたスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会が希望通りに受講できず、スポーツ少年団登録手続き時に「理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない単位団が発生し得る

■具体的な改定内容

令和5年度も、令和3年度および令和4年度と同様に、**全ての更新登録単位団を対象に「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名以下（1名または0名）でも更新登録することを可能**とする【附則19第2項】

令和5年度千葉県スポーツ少年団事業計画(案)

令和5年2月末時点

事業名	期日	会場	備考
<b>1. 諸会議</b>			
(1) 委員総会	5/7(日),R6.2/23(金)	県総合スポーツセンター	
(2) 常任委員会	5/7(日),R6.2/23(金)	県総合スポーツセンター	
(3) 日本スポーツ少年団委員総会	6/3(土),R6.3/2(土)	JAPAN SPORT OLMPIC SQUARE	
(4) 関東ブロックスポーツ少年大会・競技別実行委員会	6/3(土)	東京体育館(東京都)	本部長・事務担当者
(5) 都道府県事務担当者会議	未定		事務担当者
(6) 総務・事業専門部会	総務:5/7(日) 事業:未定	県総合スポーツセンター	
(7) 広報専門部会	未定	県総合スポーツセンター	
(8) 日本スポーツ少年団関東ブロック会議	R6.2/3(土)~4(日)	(東京都)	関東各都県本部長・指導協委員長・事務担当者
(9) 市町村事務担当者会議	5/26(金)	県総合スポーツセンター	市町村事務担当者
(10) スポーツ少年団事業説明会	R6.3/1(金)	県総合スポーツセンター	スポーツ少年団関係者
(11) 種目別専門部長会議・会計照合	R6.3/9(土)	県総合スポーツセンター	
(12) 本部長・副本部長会議	年2回程度	県スポーツ協会会議室	
<b>2. 青少年スポーツ交流大会事業</b>			
(1) 県種目別交流事業			
1) 千葉県スポーツ少年団競技別交流大会			
① 軟式野球(関東交流大会予選)	5/14(日)から6月上旬	成田市大谷津運動公園野球場他	
軟式野球(中学生の部)	10月中旬~10月下旬	横芝光町ふれあい坂田池公園野球場他	
② ミニバスケットボール(関東交流大会予選)	決勝トーナメント:6/17(土)、18(日)	南房総市富浦体育館(メイン会場)	
③ バレーボール(関東交流大会予選)	混合決勝大会:7/2(日)、9(日)	調整中	
バレーボール(全国交流大会予選)	混合決勝大会:12/10(日)	調整中	
	男子決勝大会:12/17(日)	調整中	
	女子決勝大会:12/17(日)	調整中	
④ サッカー	7/22(土),23(日)	重兵衛スポーツフィールド中台(中台運動公園)	
⑤ ソフトボール	調整中		
⑥ 武道	6/4(日)	県総合スポーツセンター 武道館	
⑦ 剣道	調整中	調整中	
⑧ 卓球	調整中	調整中	
⑨ バドミントン(関東交流大会予選)	6/24(土)	JFE体育館	
⑩ 柔道	12/3(日)	八街市スポーツプラザ	
⑪ 空手道(関東交流大会予選)	前期:5/21(日),後期:11/26(日)	県総合スポーツセンター武道館	
⑫ ハンドボール	調整中	調整中	
2) 第42回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会	7/28(金)	総合開会式:エスフォルタアリーナ八王子	
(軟式野球・バレー・ミニバス・バドミントン・空手道)	7/16(日)~17(月)	軟式野球:一本杉球場(多摩市),野津田球場(町田市)	
	7/29(土)~30(日)	バレーボール:水元総合スポーツセンター(葛飾区)	
	7/29(土)~30(日)	ミニバスケットボール:エスフォルタアリーナ八王子(八王子市)メインアリーナ	
	7/29(土)~30(日)	バドミントン:エスフォルタアリーナ八王子(八王子市)サブアリーナ	
	7/29(土)~30(日)	空手道:東京都武道館(足立区)大武道場・第一、二武道場	
3) 第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会	8/3(木)~6(日)	千葉県	
4) 第46回全国スポーツ少年団剣道交流大会	R6.3/29(金)~31(日)	群馬県	県代表団体戦1チーム,個人戦中学男女各1名
5) 第21回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会	R6.3/28(木)~31(日)	宮城県	県代表1チーム(女子)
※男子は、群馬県が出場			関東ブロック代表1チーム(男子)

事業名	期日	会場	備考
(2) リーダー養成・交歓交流事業 1) 千葉県ジュニア・リーダースクール 2) 第54回関東ブロックスポーツ少年大会 3) 第61回全国スポーツ少年大会(リーダーズアクション2023) 4) シニア・リーダースクール 5) 関東ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会 6) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会 7) 全国・シニア・関東大会の参加者事前指導 8) リーダーズクラブ定例会 9) リーダーズクラブ研修会 (10) 千葉県スポーツ少年団交流会	10/7(土)～9(月) 9/16(土)～18(月) 8/4(金)～7(日) 8/9(水)～12(土) 10/21(土)～22(日) 10～11月 適宜 月1回程度 未定 12/23(土)	千葉県立鴨川青少年自然の家 自然体験交流センター(栃木県) (兵庫県) 国立中央青少年交流の家(静岡県) 会瀬青少年の家(茨城県) オンライン 県スポーツ協会会議室 他 県総合スポーツセンター内 千葉県総合スポーツセンター(多目的アリーナ)	各市町村より推薦の団員(小学5～中学3)    事前研修:7月上旬(オンライン)    4名
(3) 日独スポーツ少年団同時交流事業 1) 第50回日独スポーツ少年団同時交流事業(派遣) 2) 第50回日独スポーツ少年団同時交流事業(受入)	7/28(金)～8/13(日) 8/14日本帰国予定 7/26(水)～8/11(金) 地方分散:7/28(金)～8/9(水)	群馬県・山梨県・千葉県で受入予定 受入市町村:	
3. 青少年スポーツ指導者育成事業 (1) スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター移行研修会 (2) スタートコーチ(スポーツ少年団)インストラクター養成講習会 (3) スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会  (4) 母集団研修会 (5) 千葉県スポーツ少年団指導者研修会 (6) その他の指導者育成事業(指導者協議会) 1) 委員総会 2) 運営委員会 3) 全国スポーツ少年団指導者協議会 4) 関東ブロック指導者研究協議会 5) 第6回ジュニアスポーツフォーラム 6) ACP講師講習会 7) ACP講師講習会受講修了者ブラッシュアップセミナー	10～11月(1日) 10～11月(2日間) ①11/18(土) ②12/9(土) ③R6,1/28(日) その他市町村実施 4月～R6.2月 11/5(日) 4/22(土),R6.2/23(金) 4/22(土),R6.2/23(金) 6/17(土) 11/4(土)～5(日) 6/18(日) 5月～R6.2月(2日間) 5月～R6.2月(1日)	全国7会場 東京都 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室 県本部:千葉県総合スポーツセンター研修室  県内4コース(予定) 県本部:県総合スポーツセンター第1研修室  県総合スポーツセンター 県総合スポーツセンター 東京都 (埼玉県) 東京都 全国2会場(東・西) 全国3会場(東・中・西)	JSPO公認スポーツ指導者資格保有者対象          指導者代表1県1名 委員長・副委員長他
4. ジュニアスポーツ指導者表彰事業 (1) 千葉県スポーツ少年団顕彰 (2) 日本スポーツ少年団顕彰			
5. 普及・広報活動事業 (1) 地域交流活動事業 1) 地域交流大会 2) 地区会議 (2) 運動適性テストII実施事業 (3) 広報誌「スポーツ少年ちば」	4月～R6.2月 未定 適宜	県内8地区(予定)	市町村・単位団で実施   3月発行

令和5（2023）年 千葉県スポーツ少年団活動計画  
※市町村スポーツ少年団事務局向け

1. 諸会議

令和5年2月時点

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等 ④参加申込等	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
(1) 委員総会	①第1回：5/7（日） 第2回：R6. 2/23（金） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村事務局を通じて出欠報告	・各市町村スポーツ少年団より選出された54名の本部委員および県スポーツ少年団本部長・副本部長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(2) 常任委員会	①第1回：5/7（日） 第2回：R6. 2/23（金） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④県本部事務局より直接常任委員へ通知 地区選出常任委員は市町村事務局へ通知	・各地区より選出された11名の常任委員および学識経験常任委員、県スポーツ少年団本部長・副本部長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(3) 総務・事業・広報専門部会	①総務専門部会：5/7（日） 事業専門部会：未定 広報専門部会：未定 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④県本部事務局より直接各専門部員へ通知	・各地区より選出された11名の常任委員および学識経験常任委員、県スポーツ少年団本部長・副本部長により構成された各専門部員により必要に応じて会議を行う。
(4) 市町村事務局担当者会議	①5/26（金） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村事務局担当者が県本部へ申し込む	・各市町村スポーツ少年団事務局担当者に対し、登録業務等の事務手続きに関する説明を行う ・新型コロナウイルスの影響によりオンライン（Zoom）での実施となる可能性もある。
(5) スポーツ少年団事業説明会	①R6. 3/1（金） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各市町村スポーツ少年団事務局及び各種目別専門部事務局担当者が県本部へ参加者を報告する	・各市町村スポーツ少年団関係者（本部長・事務担当者）、県内種目別専門部関係者（専門部長・事務担当者）を参加対象とし、日本スポーツ少年団の動向、県スポーツ少年団本部の方針等の情報共有を行うために実施する。
(6) 種目別専門部長会議	①R6. 3/9（土） ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④各種目別専門部事務局より県本部へ参加者報告する	・県内12種目の種目別専門部関係者（専門部長・会計担当・事務担当者等）を参加対象とし、当該年度の報告と、次年度の事業計画、予算についての共有のために実施する。

2. 青少年スポーツ交流大会事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等 ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
(1) 県種目別交流大会事業 ①軟式野球 ②ミニバスケットボール ③バレーボール ④サッカー ⑤ソフトボール ⑥武道 ⑦剣道 ⑧卓球 ⑨バドミントン ⑩柔道 ⑪空手道 ⑫ハンドボール	別紙開催一覧及び各開催要項を参照。	
(2) 第42回関東ブロックスポーツ少年団競技別交流（東京都）総合開会式	①7/28（金） ②エスフォルタアリーナ八王子	
軟式野球	①7/16（日）～17（月） ②一本杉球場・野津田球場 ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・軟式野球専門部より選出された1単位団を派遣する。 ・県本部より旅費補助（定額）支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。
バレーボール	①7/29（土）～30（日） ②水元総合スポーツセンター ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バレーボール専門部より選出された1単位団（女子）を派遣する。 ・県本部より旅費補助（定額）支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。

ミニバスケットボール	①7/29(土)～30(日) ②エスフォルタアリーナ八王子メインアリーナ ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・ミニバスケットボール専門部より選出された男女各1単位団を派遣する。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。
バドミントン	①7/29(土)～30(日) ②エスフォルタアリーナ八王子サブアリーナ ③無 ④専門部事務局が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バドミントン専門部より選出された、男女選抜メンバーを派遣する。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。
空手道	①7/29(土)～30(日) ②東京都武道館 ③無 ④専門部事務局が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・空手道専門部より選出された、男女選抜メンバーを派遣する。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。その他宿泊、旅費等の費用は自己負担。
(3) 第45回全国スポーツ少年団軟式野球交流大会	①8/3(木)～6(日) ②千葉県 ③無 ④参加決定した単位団が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・関東ブロック競技別交流大会においてブロック代表2チームが決定する。(開催県枠1チーム) ※令和5年度は開催県枠1チームあり。 ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。宿泊費は大会実行委員会負担。旅費等のその他費用は自己負担。
(4) 第46回全国スポーツ少年団剣道交流大会	①R6.3/29(金)～31(日) ②群馬県 ③無 ④参加決定した単位団・団員が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・剣道専門部より選出された団員・指導者を派遣する。 ・男子は関東ブロック内持ち回りで出場。 ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。宿泊費は大会実行委員会負担。旅費等のその他費用は自己負担。
(5) 第21回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会	①R6.3/28(木)～31(日) ②宮城県 ③無 ④参加決定した単位団・団員が参加申込書を作成し県本部へ提出する。	・バレーボール専門部より選出された1単位団(女子)を派遣する。 ・男子は関東ブロック内持ち回りで出場。(R5は群馬県が出場予定) ・参加条件の詳細は開催要項を参照。 ・県本部より旅費補助(定額)支給。宿泊費は大会実行委員会負担。旅費等のその他費用は自己負担。

3. リーダー養成交歓交流事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等 ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等 備考
1) 千葉県スポーツ少年団ジュニア・リーダースクール	①10/7(土)～9日(月) ②県立鴨川青少年自然の家 ③7,000円 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ推薦する。	・参加対象者 当該年度にスポーツ少年団に「団員」登録している小学5年生以上中学生までの者で、所属市町村スポーツ少年団の推薦を受けた者。ただし令和4年度は高校生の参加も可とする。
2) 第54回関東ブロックスポーツ少年大会	①9/16(土)～18(月) ②自然体験交流センター(栃木県) ③無料 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・各市町村スポーツ少年団より申込のあった指導者1名、団員15名程度を派遣する。 ・その他参加条件等は開催要項を参照。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
3) 第61回全国スポーツ少年大会(リーダーズアクション2022)	①8/4(金)～7(日) ②兵庫県 ③13,200円 ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・各市町村スポーツ少年団より申込のあった指導者1名、団員3名を派遣する。 ・その他参加条件等は開催要項を参照。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
4) シニア・リーダースクール	①8/9(水)～12(土) このほかオンラインでの事前研修あり。 ②国立中央青少年交流の家(静岡県) ③16,500円(県本部半額補助あり) ④各市町村本部が参加者をとりまとめて県本部へ提出する。	・参加対象者 当該年度にスポーツ少年団に「団員」登録している義務教育修了者で、20歳未満のジュニア・リーダー資格を保有する者。または所定の活動単位数を満たした者。 ・現地までの往復旅費は自己負担。
5) 関東ブロックスポーツ少年団リーダー研究大会	①10/21(土)～22(日) ②会瀬青少年の家(茨城県) ③- ④リーダーズクラブ会員より選出。	・ブロック内各都県リーダー及びリーダー育成担当者が参加。
6) 全国スポーツ少年団リーダー連絡会	①10～11月 ②オンライン ③- ④-	・各都道府県リーダー代表者2名、リーダー育成担当者2名(予定)
7) 全国・シニア・関東大会の参加者への事前指導	①適宜 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④-	・全国スポーツ少年大会、関東ブロックスポーツ少年大会、シニア・リーダースクールに参加する者に対して、参加者同士の顔合わせや事務連絡のために事前研修を実施する。

8) リーダーズクラブ定例会	①月1回程度 ②千葉県総合スポーツセンター内 ③無 ④-	・リーダーズクラブメンバーによる定例会議。イベント準備やリーダーのための研修事業を行う。 ・見学可。
9) 千葉県スポーツ少年団交流会	①12/23 (土) ②千葉県総合スポーツセンタースポーツ科学センター多目的アリーナ ③無料 ④参加者が直接県本部へ申し込む	・幼児～小学3年生くらいまでを対象としたレクリエーション交流事業。 ・スポーツ少年団の登録の有無に関わらず参加可。

(3) 日独スポーツ少年団同時交流事業

1) 第50回日独スポーツ少年団同時交流事業 (派遣)	①7/27 (木) or28 (金)～8/13 (日) ②ドイツ各地 ③25万円 (団員は一人当たり5万円の補助あり) ④各市町村で参加者希望者とりまとめ県本部へ推薦する。	・詳細は実施要項を参照。
2) 第50回日独スポーツ少年団同時交流事業 (受入)	①7/26 (水)～8/11 (金) 地方分散：千葉・群馬・山梨 千葉受入期間：7/28 (金)～8/1 (火) ②受入市町村調整中 ③- ④-	・R5は7/28～8/1の4泊5日ドイツ団7名程度を受け入れる。 ・これまでの受入実績 R1:茂原市・H30:船橋市・H29:習志野市・H28:柏市・H27:成田市・H26:館山市・H25:浦安市・H24:千葉市

4. 青少年スポーツ指導者育成事業

事業名	①期日 ②開催場所 ③参加料等 ④参加申込	主たる参加対象・参加条件・経費等
(1) スタートコーチ (スポーツ少年団) インストラクター移行研修会	①10月～11月 [1日] ②全国3会場 ③2,200円 ④参加希望者が直接県本部へ申し込む	・該当の旧認定育成員へ県本部より通知。 ・参加費、旅費自己負担。
(2) スタートコーチ (スポーツ少年団) インストラクター養成講習会	①10月～11月 [2日] ②東京都 ③4,400円 ④各市町村で受講希望をとりまとめ県本部へ推薦する。	・参加者50名程度。 ・希望者多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。
(3) スタートコーチ (スポーツ少年団) 養成講習会	①県本部①：11/18 (土) 県本部②：12/9 (土) 県本部③：1/28 (日) ※オンライン併用 その他各市町村での実施 ②コース毎確認 ③5,200円 (受講料3,000円、テキスト代2,200円) ④受講希望者が指導者マイページより申し込む。	・対面開催が原則。県本部実施分については、一部コースでe-ラーニングを利用したオンライン併用開催を実施予定。
(4) 母集団研修会	①4月～R6.2月 ②- ③- ④-	・県内4コース程度実施。 ・1コースにつき補助金30,000円。
(5) 千葉県スポーツ少年団指導者研修会	①11/5 (日) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③500円 (スポーツ少年団登録者以外は1,000円) ④参加希望者が直接県本部へ申し込む。	・JSP0公認スポーツ指導者資格保有者の更新研修として実施。(一部資格を除く) ・市町村スポーツ少年団独自開催も可能。
(6) 指導者協議会委員総会	①第1回：4/22 (土) 第2回：R6.2/23 (金) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③- ④各市町村事務局を通じて出欠報告	・各市町村スポーツ少年団より選出された54名の指導者協議会委員および県本部指導者協議会委員長・副委員長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(7) 運営委員会	①第1回：4/22 (土) 第2回：R6.2/23 (金) ②千葉県総合スポーツセンター内 ③- ④県本部より運営委員へ直接通知 地区選出運営委員は市町村事務局へ通知	・各地区より選出された11名の指導者協議会運営委員および学識経験運営委員、指導者協議会委員長・副委員長。 ・会議出席にかかる旅費は県本部負担。
(8) 全国スポーツ少年団指導者協議会	①6/17 (土) ②東京都 ③無料 ④-	・各都道府県指導者協議会代表1名 (スポーツ少年団の理念を学んだJSP0公認スポーツ指導者資格保有者)。
(9) 関東ブロック指導者研究協議会	①11/4 (土)～5 (日) ② (埼玉県) ③13,000円※予定 ④-	・各都県スポーツ少年団指導者代表、リーダー育成担当指導者、事務担当者等が参加する。

(10) 第6回ジュニアスポーツフォーラム	①6/18 (日) ②東京都 (集合開催予定) ③1,100円 ④各市町村において参加希望者とりまとめて県本部へ提出する。	・定員500名程度 ・申込多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。 ・オンデマンド参加も可とする。
(11) アクティブ・チャイルド・プログラム (JSP0-ACP) 講師講習会	①5月～R5.2月 ②全国2会場 (東・西) ③5,500円 ④各市町村において参加希望者とりまとめて県本部へ提出する。	・定員100名程度 ・年度に作成した、幼児及びその保護者等を対象にした活動プログラム「幼児期からのアクティブ・チャイルド・プログラム」を各地域において指導 ・普及できる者を養成する。 ・各都道府県からの推薦は原則3名まで。希望者多数の場合は県本部にて調整する。 ・参加費、旅費自己負担。
(12) アクティブ・チャイルド・プログラム (JSP0-ACP) 都道府県普及促進研修会	①5月～R6.2月 (千葉県は1コース申請中) ②千葉県内 ③最低550円 (税込) 詳細未定 ④希望者が直接千葉県スポーツ協会へ申し込む	・日本スポーツ協会からの委託金で運営。 ・JSP0公認スポーツ指導者資格更新研修 (一部資格を除く)

5. ジュニアスポーツ指導者表彰事業

事業名	備考
(1) 千葉県スポーツ少年団顕彰	・千葉県スポーツ少年団顕彰要綱に基づき行う。
(2) 日本スポーツ少年団顕彰	・日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準に基づき行う

6. 普及・広報活動事業

事業名	備考
(1) 地域交流大会	・県内8地区程度実施。 ・地区単位においてスポーツ少年団活動の活発化と地域交流の促進を図ることを目的に実施する。 ・1コースにつき補助金70,000円。
(2) 地区会議	・地区内市町村スポーツ少年団相互及び県本部との情報交換・意見交換を行い連携を深めることを目的に実施する。 ・実施に係る費用は県本部負担。
(3) 運動適性テストⅡ	・詳細は日本スポーツ協会HPを参照。
(4) 広報誌「スポーツ少年ちば」	・毎年3月発行。
(5) 豊かなスポーツライフをサポートする情報誌「Sport Japan」	・奇数月10日発行 (年6回) ・都道府県、市町村スポーツ少年団、単位団に2冊ずつ配付。
(6) ガイドブック「スポーツ少年団とは」	・スポーツ少年団を紹介するガイドブック及び育成母集団研修会用教材として発行。 ・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(7) スポーツ少年団PRリーフレット	・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(8) 「リーダー育成マニュアル」	・ジュニア・リーダー、シニア・リーダー育成の手引書として作成。 ・JSP0ホームページにPDF版を公開。
(9) 広報活動ガイド	・JSP0ホームページにPDF版を公開。

各種事業開催市町村一覧(案)

令和5年2月月未現在

事業名	地区	平成18年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年		令和3年	令和4年	令和5年	
地域交流大会	中央	千葉	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市	市原市	千葉市(×)		市原市(×)	千葉市(×)	
	西	船橋	船橋市	市川市	浦安市	船橋市	八千代市	習志野市	市川市	浦安市	船橋市	八千代市	習志野市	市川市	浦安市(×)		船橋市(×)	船橋市	
		東葛	松戸市	野田市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	柏市	柏市	柏市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市(×)		我孫子市		
	北	印旛	富里市	四街道市	佐倉市	酒々井町	八街市	成田市	白井市	富里市	栄町(×)	印西市	四街道市	佐倉市	酒々井町(×)		八街市(×)		
		香取	佐原市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市	香取市(×)		香取市(×)	香取市							
		海匝	旭市	旭市	旭市	旭市	旭市	旭市											
	東	山武	大網白里町	山武市	芝山町	九十九里町	大網白里町	横芝光町	東金市	山武市	芝山町								
		長生	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市(×)		茂原市(×)	茂原市	
		夷隅	勝浦市	大多喜町	勝浦市	いすみ市	御宿町	大多喜町											
	南	安房	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市(×)		館山市(×)		
		君津	袖ヶ浦市	君津市	袖ヶ浦市	木更津市	富津市	君津市		木更津市	富津市	君津市	袖ヶ浦市	木更津市	富津市(×)		君津市		
	母集団研修会	実施希望があれば、最大4市町村まで実施可能。	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市	千葉市		千葉市	千葉市	
市原市			茂原市	香取市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市	茂原市(×)		茂原市(×)	茂原市	
船橋市			富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市	富津市(×)		富津市	富津市	
富津市					館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市	館山市(×)		館山市(×)	館山市	
認定員養成講習会	中央	千葉																	
	西	船橋											船橋市		船橋市				
		東葛	松戸市	野田市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市	柏市	我孫子市	柏市	野田市	鎌ヶ谷市	流山市	松戸市	柏市		我孫子市	野田市	
	北	印旛			成田市			白井市	富里市	成田市	八街市			成田市				成田市	
		香取				香取市			香取市	香取市			香取市					香取市	
		海匝	匝瑳市(×)									旭市							
	東	山武							横芝光町										
		長生				茂原市													
		夷隅																	
	南	安房		南房総市				館山市		館山市	館山市		館山市	南房総市	館山市	館山市		館山市	館山市
君津				君津市			木更津市		君津市			富津市							
	本部	千葉県					千葉県		千葉県	千葉県	千葉県	千葉県	千葉県						
指導者研修会										香取市 船橋市	船橋市 柏市 印西市 君津市	船橋市 松戸市	船橋市 我孫子市 成田市 香取市 君津市	県本部 (船橋市) (野田市)		県本部	県本部	県本部	
日独スポーツ少年団同時交流(受入)		成田市	成田市	木更津市	中止	千葉市	浦安市	館山市	成田市	柏市	習志野市	船橋市	茂原市	千葉県での受け入れなし		オンライン交流	オンライン交流	調整中	

※(×)は諸事情により中止。

## 令和5年度千葉県スポーツ少年団種目別交流大会開催一覧

交流大会の実施要項および申込書については、千葉県スポーツ協会のホームページ(スポーツ少年団ページ) <http://www.chiba-taikyo.jp> に掲載しております。下記アドレスへお問合せください。

No.	種目	会場・大会期日	申し込み期日	問合せ申込先
1	軟式野球 (関東大会予選)	期日:令和5年5月14日(日)から6月上旬 会場:成田市大谷津運動公園野球場他	令和5年4月14日	〒287-0066 香取市堀之内2112 軟式野球専門部事務局 鎌倉 徹也 携帯 090-1500-5534
	軟式野球 (中学生の部)	期日:令和5年10月中旬から10月下旬 会場:横芝光町ふれあい坂田池公園野球場他	令和5年9月8日	メールアドレス:kamakura555@gmail.com 千葉県交流大会専用ホームページ: <a href="http://sposyo.nanso-baseball.com/">http://sposyo.nanso-baseball.com/</a>
2	ミニバスケットボール	決勝トーナメント:令和5年6月17日(土),18日(日) 会場:南房総市富浦体育館(メイン会場)	令和5年5月5日	HPへアクセスをして問合せ・申込先を確認してください。 HPアドレス:www.chiba-suposhou.com/ 申込先は地区ごとになっています。
3	バレーボール (関東大会予選)	男女混合決勝大会:令和5年7月2日(日),9日(日) 会場:調整中	詳細は専門部へ	HPへアクセスをして問合せ・申込先を確認してください。 HPアドレス: <a href="http://chibasv.html.xdomain.jp/">http://chibasv.html.xdomain.jp/</a>
	バレーボール (全国大会予選)	混合決勝大会:令和5年12月10日(日) 会場:調整中 男子決勝大会:令和5年12月17日(日) 会場:調整中 女子決勝大会:令和5年12月17日(日) 会場:調整中		
4	サッカー	期日:令和5年7月22日(土),23日(日) 会場:重兵衛スポーツフィールド中台 (中台運動公園)	詳細は専門部へ	事務局 高橋 メールアドレス: spo.shou.soccer.jimu@gmail.com 携帯 090-5305-2515
5	ソフトボール	期日:調整中 会場:調整中	詳細は専門部へ	〒289-1115 八街市八街ほ560-14 ソフトボール専門部事務局 西野 克彦 携帯 090-2915-3298
6	武道	期日:令和5年6月4日(日) 会場:千葉県総合スポーツセンター武道館	詳細は専門部へ	〒260-0007 千葉市中央区祐光4-6-3 武道専門部長 五月女 重夫
7	剣道	期日:調整中 会場:調整中	詳細は専門部へ	※詳細はHP開催要項をご確認ください。
8	卓球	期日:調整中 会場:調整中	詳細は専門部へ	〒264-0029 千葉市若葉区桜木北1-36-2 卓球専門部長 青野 光禎 TEL 090-3529-1957
9	バドミントン	期日:令和5年6月24日(土) 会場:JFE体育館	令和5年5月30日	〒264-0032 千葉市若葉区みつわ台5-2-17 バドミントン専門部長 佐倉 和明 TEL 043-256-0324(夜間)
10	柔道	期日:令和5年12月3日(日) 会場:八街市スポーツプラザ	令和5年10月30日	〒289-1103 八街市八街に106-557 柔道専門部 事務局 熊倉 正明 TEL・FAX 043-443-9422
11	空手道	前期:令和5年5月21日(日) 会場:千葉県総合スポーツセンター武道館	詳細は専門部へ	〒271-0045 松戸市西馬橋相川町34 空手道専門部事務局 田嶋正一郎 携帯 090-8962-3182 FAX 047-348-4977 E-mail:stajima@ai-s.jp
		後期:調整中 会場:千葉県総合スポーツセンター武道館		
12	ハンドボール	期日:調整中 会場:調整中	詳細は専門部へ	〒263-0015 千葉市稲毛区作草部町 768-10 ハンドボール専門部長 脇 友紀枝 TEL 090-5577-8369 FAX 043-239-5986

### ●注意事項

上記申込期日は、市町村スポーツ少年団から各種目事務局への申込期日を記載しております。各単位スポーツ少年団の関係者の皆様は所属の市町村スポーツ少年団事務局へお問合せいただき、市町村への申込期日をご確認ください。

( 発 信 番 号 )  
年 月 日

公益財団法人千葉県スポーツ協会  
千葉県スポーツ少年団  
本部長 本城 一 隆 様

\_\_\_\_\_スポーツ少年団

本部長 \_\_\_\_\_ 印

### 市町村スポーツ少年団役員の変更について

\_\_\_\_年\_\_月\_\_日付にて、下記のとおり役員の変更がありましたので通知いたします。

記

変更役員	本部長 / 本部委員 / 指導協委員 / 専門部部員 (種目: _____ ) (いずれかに○をつけてください。※複数該当する場合は全てにチェック)		
新 役 員 氏 名	_____	旧 役 員 氏 名	_____
<p>JSP0公認スポーツ指導者資格の有無について</p> <p>※「1」か「2」を○で囲み「1」の場合は資格名、資格番号を記入してください。</p> <p>1. 公認資格あり (令和元年登録の認定員含む)      2. 公認資格なし</p> <p>↓</p> <p>資格名 _____ 資格番号 _____</p>			
<p>自宅住所: 〒 _____</p> <p>_____</p> <p>自宅電話: _____</p> <p>自宅最寄駅名 _____ 線 _____ 駅 <b>※最寄駅名は必ず記入してください。</b></p>			
備考			

※上記記載の個人情報については、取扱・保管を厳重にし、スポーツ少年団以外の目的で使用することはありません。

# スポーツ少年団各種物品送付依頼用紙

※必ず市町村スポーツ少年団事務局からお申込みください。

年 月 日

千葉県スポーツ少年団 様

スポーツ少年団

担当: \_\_\_\_\_

下記により送付願います。

## 記

登録証	役員・スタッフ登録証<カード>	枚
	指導者章<ワッペン>	枚
	団員章 <ワッペン>	枚
	単位団旗リボン	本
	団認定証	枚
その他	『スポーツ少年団とは』(ガイドブック) ※日本スポーツ協会 HP より PDF データの取得が可能です。 トップページ>スポーツ少年団>スポーツ少年団関連資料 <a href="http://www.japan-sports.or.jp/">http://www.japan-sports.or.jp/</a>	冊
	千葉県スポーツ少年団規程集	冊

### 《送付先情報》

宛名 \_\_\_\_\_

住所 〒 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

※お手数ですが、この用紙に必要事項を記入して下記までお送りください。

メール: [cjsa@chiba-taikyo.jp](mailto:cjsa@chiba-taikyo.jp) FAX: 043-254-0990

<FAX>  
03-6910-5820(2019.5.20～)  
日本スポーツ少年団 御中

### 単位団旗(新規) 申込書

記入日: 年 月 日

◎必ず都道府県あるいは市区町村スポーツ少年団がお申込み下さい。

申込数	@1,000円(税抜) × 本 = 円			
申込者  ※申込者に該当するのは 都道府県又は市区町村 スポーツ少年団のみです。	団名	都/道/府/県 市/区/町/村		
	事務担当者名	スポーツ少年団		
	住所	〒		
	T E L		F A X	
単位団旗送付先  ( ) 申込者と同じ ( ) 右記送付先	団名	スポーツ少年団		
	受取人氏名			
	住所	〒		
	T E L			
請求書  ( ) 申込者に郵送 ( ) 単位団旗に同封 ( ) 右記送付先	団名	スポーツ少年団		
	受取人氏名 (代金支払者)			
	住所	〒		
	T E L			
送金方法	( ) 現金書留 ( ) コンビニエンスストア振込(合計金額30,000円以内) ( ) 銀行振込 ※銀行振込の際、名義は請求書記載の団名とし、個人名義での振込みは ご遠慮願います。また、代金の振込みをされた場合は振込通知書をFAXにて 日本スポーツ少年団にご提出ください。			
納品希望日	( ) 特になし ( ) 月 日までに			
必要書類	※請求書以外に必要な書類がありましたら○をして下さい。 ( ) 納品書 ( ) 見積書			

※単位団の1本目の購入に対しては、  
購入費の補助があるため  
日本スポーツ少年団を通じての販売  
(特別価格1,000円(税抜))となり、  
2本目以降については、  
指定業者((株)紅屋商店)から  
正規価格にて購入となります。

#### 申込先・振込通知書

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団  
〒160-0013  
東京都新宿区霞ヶ丘町4-2  
JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 11階  
TEL:03-6910-5814 FAX:03-6910-5820

# 各都道府県・市区町村スポーツ少年団旗 再購入・特注品 ご注文書

〈都道府県スポーツ少年団旗（別注品）〉

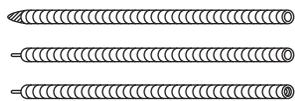
〈都道府県・市区町村  
スポーツ少年団旗（別注品）〉



行進用 1000 m/m × 1500 m/m  
¥30,000-



行進・掲揚用  
1000 m/m × 1500 m/m  
¥30,000-



〈旗竿〉

本製黒塗リ千段ネジ型  
3本組 2100 m/m  
¥23,000-

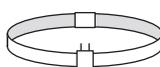


掲揚用  
1400 m/m × 2100 m/m  
¥45,000-



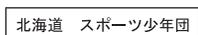
〈旗立台〉（三脚）

スチール製クロームメッキ  
仕上げ 12 m/m × 850 m/m  
ケース入り  
¥10,000-



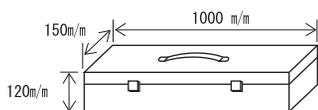
〈ベルト〉

牛一枚皮  
¥6,500-



〈プレート〉

少年団名入りアルミプレート  
30 m/m × 150 m/m  
¥4,500-



〈トランク〉

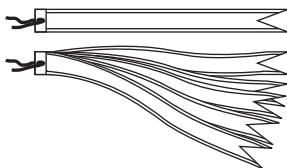
アルミ製  
¥35,000-

〈竿頭〉

真鍮製少年団マーク  
¥7,000-

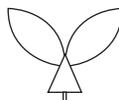


掲揚用  
1800 m/m × 2700 m/m  
¥65,000-



〈リボン〉

5色リボン・紅白リボン 各1本  
¥600-



※ 特注旗につきましては、サイズ・数量により価格が  
変わりますので、下記へお問い合わせ下さい。

（株）紅屋商店

〒113-0033  
文京区本郷1～7～3

担当／松本・森下

☎ 03-3815-0614 FAX 03-3815-8805

E-mail : morishita@beniya-shouten.co.jp

〈都道府県スポーツ少年団旗〉（H31.4.1～）

〈特注旗〉

品名	金額(税抜)	注文数
都道府県旗	30,000.-	
竿頭	7,000.-	
旗竿	23,000.-	
旗立台	10,000.-	
トランク	35,000.-	
ベルト	6,500.-	
リボン	600.-	
プレート	4,500.-	
※セットの場合（一式）	110,000.-	

品名	金額(税抜)	注文数
特注旗 1000 m/m × 1500 m/m	30,000.- ( )	
特注旗 1400 m/m × 2100 m/m	45,000.- ( )	
特注旗 1800 m/m × 2700 m/m	65,000.- ( )	

都道府県・市区町村名	担当者名	発注日	希望納期
住所			
電話	( )		

※ 表示価格は消費税抜きの価格となっております。送料は実費請求になります。

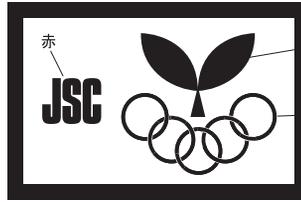
# 各市区町村・単位団スポーツ少年団旗 再購入 ご注文書

〈市区町村スポーツ少年団旗〉



行進・掲揚用 850 m/m × 1250 m/m  
¥12,000-

〈単位団旗〉



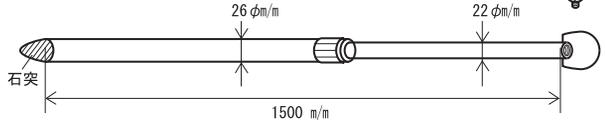
サイズ: 500 m/m × 750 m/m  
生地: アクリル生地, 3色本染め仕上げ  
(赤・紺・緑) ¥2,000-



〈旗竿〉  
本製黒塗り千段ネジ型  
3本組 2100 m/m  
¥23,000-

〈ポール〉

: 1500 m/m 伸縮2段アルミ製 ¥2,000-



プラ玉 70 φ m/m ネジ式 ¥600-

〈旗立台〉 (三脚)

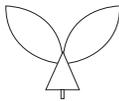
スチール製クロームメッキ  
仕上げ 9 m/m × 850 m/m  
ケース入り

¥6,500-

〈竿頭〉

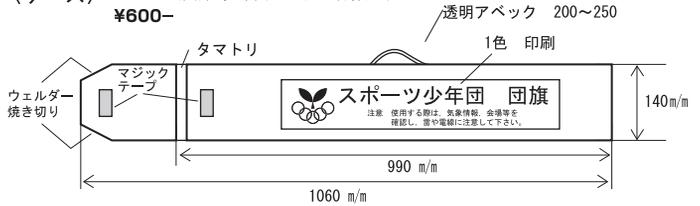
真鍮製少年団マーク

¥7,000-



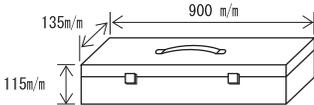
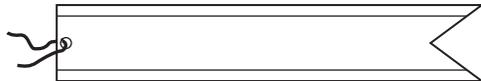
〈ケース〉 ビニール(黄), 少年団マーク・名称入り

¥600-



〈リボン〉

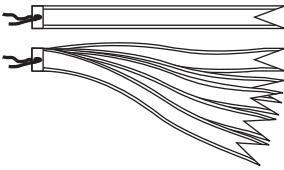
紅白 60 m/m × 420 m/m ¥140-



〈トランク〉

ビニールレザー張り

¥7,500-



〈リボン〉

5色リボン・紅白リボン 各1本  
¥600-

(株)紅屋商店

〒113-0033  
文京区本郷1~7~3

担当/松本・森下

☎ 03-3815-0614 FAX 03-3815-8805

E-mail: morishita@beniya-shouten.co.jp

〈市区町村スポーツ少年団旗〉 (H31.4.1~)

品名	金額(税抜)	注文数
市区町村旗	12,000.-	
竿頭	7,000.-	
旗竿	23,000.-	
旗立台	65,00.-	
トランク	7,500.-	
リボン	600.-	
※セットの場合(一式)	52,000.-	

〈単位団旗〉

品名	金額(税抜)	注文数
単位団旗	2,000.-	
ポール	2,000.-	
プラ玉	600.-	
ケース	600.-	
リボン	140.-	
※セットの場合(一式)	5,000.-	

市区町村名	担当者名	発注日	希望納期
住所			
電話	( )		

※ 表示価格は消費税抜きの価格となっております。送料は実費請求になります。